

平成26年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月3日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 5 番 佐藤一則議員
 - 1. 奨学資金制度について
 - 2. 農業政策について
 - 13 番 磯飛 清議員
 - 1. 広域行政について
 - 2. 放射性物質除染と震災復興特別交付税について
 - 3. 市職員の再任用について
 - 4. 高齢者福祉施策について
 - 20 番 山本はるひ議員
 - 1. 那須塩原市誕生10周年記念事業について
 - 2. 黒磯駅周辺地区都市再生整備計画について
 - 3. 那須塩原市におけるスポーツ施設の整備について
 - 1 番 藤村由美子議員
 - 1. 自然にも人にもやさしい那須塩原で子どもたちを育むために
 - 2. 子ども・子育て支援新制度について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津 憲 二	副市長	人見 寛 敏
教育長	大宮司 敏 夫	企画部長	片桐 計 幸
企画情報課長	佐藤 章	総務部長	和久 強
総務課長	赤井 清 宏	財政課長	八木澤 秀
生活環境部長	山崎 稔	環境管理課長	舟岡 誠
保健福祉部長	松江 孝一郎	社会福祉課長	藤田 恵子
産業観光部長	藤田 輝 夫	農務畜産課長	中山 雅彦
建設部長	若目田 好 一	都市計画課長	君島 勝
上下水道部長	須藤 清 隆	水道課長	小仁所 滋
教育部長	伴内 照 和	教育総務課長	小林 一 恵
会計管理者	大島 厚 子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美 豊
農業委員会 事務局長	田代 晴 久	西那須野 支所長	熊田 一 雄
塩原支所長	成瀬 充		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

佐藤一則議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 皆様、おはようございます。

議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。

通告書に従い、市政一般質問を行います。

第47回衆院選が昨日公示され、県内では5選挙区に、自民、共産両党は全選挙区に擁立、民主は3選挙区にとどまり、無所属が1人で、新旧別では前職8人、新人6人、うち女性が2人で、現行の小選挙区制度が導入された1996年の衆院選以降

では最少の14人の候補者で14日の投開票に向けて選挙戦に突入しました。近年の選挙、無関心なのか投票したい人がいないのか、投票率が非常に低いと感じられます。有権者の皆様にはより多く投票していただきたく願っておるところであります。

それでは、質問に入ります。

1、奨学資金制度について。

マララ・ユサフザイさんはパキスタンのスンニ派の家庭に生まれ、父親が地元で女子学校の経営をしており、彼の影響を受けて学校に通って医者を目指していました。2007年に武装勢力パキスタン・ターリバーン運動（TTP）が一家が住むスワート渓谷（スワート県）の行政を掌握すると恐怖政治を開始し、特に女性に対しては教育を受ける権利を奪っただけでなく命を狙うような状況になりました。2009年、11歳のときにTTPの支配下にあったスワート渓谷で恐怖におびえながら生きる惨状をBBC放送の依頼でペンネームで投稿してターリバーンによる女子校の破壊活動を批判、女性への教育の必要性や平和を訴える活動を続け、英国メディアから注目されました。

TTPがパキスタン軍の大規模な軍事作戦によってスワート渓谷から追放された後、パキスタン政府は彼女の名前を公表し、その後、政府主催の講演会で女性の権利などについて語ったことによりTTPから命を狙われる存在となり、2012年10月9日、通っていた中学校から帰宅するためスクールバスに乗っていたところを銃撃され、頭部と首に銃弾を受け負傷しました。それでもひるまず教育の重要性を訴えて、ことし17歳で史上最年少でノーベル平和賞を受賞しました。

教育を受けることは非常に重要であると考えます。本市においても、経済状況や家庭環境の変化から援助を必要とする児童生徒がふえており、就学援助は不可欠であることから、次の点について

お伺いします。

貸与について。

奨学資金貸与の具体的条件（基準）についてお伺いします。

平成25年度の応募者数と貸与決定者数についてお伺いします。

現時点での月額貸与者総数と総額についてお伺いします。

返還について。

返還時の手続についてお伺いします。

返還義務者総数と年間の総額についてお伺いします。

滞納者への催促状況についてお伺いします。

制度の見直しについて。

教育委員会点検・評価報告書にも記載してあるが、奨学資金制度の見直しについての考えや進行状況についてお伺いします。

奨学資金を貸与型から給付型へ転換する考えがあるかお伺いします。

以上、第1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、奨学資金についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、 の貸与につきましては、それぞれ関連がありますので から まで一括してお答えをしたいと思います。

まず、貸与の資格、条件でございますが、高等学校や大学などに進学を希望する人、在学見込みの方となっております。その方を対象に、まず1つ目といたしまして、本人または保護者が本市に住所を有する人。2つ目といたしまして、学術優秀、品行方正な人。3つ目といたしまして、資金がなく就学困難な人。4つ目といたしまして、保

護者の前年度の認定所得金額が一定基準以下であり、他の奨学金を受けていない人。5つ目といたしまして、市内に住所を有する連帯保証人を2人付することができる人となっております。

また、平成25年度の応募者につきましては11人おありまして、そのうち7人が対象となっております。

平成26年9月末現在の貸与人数でございますが36人で、今年度の貸与予定金額は1,254万円となっております。

続きまして、 の返還につきましても、それぞれ関連がありますので から を一括してお答えいたします。

貸与が終了した際には奨学資金借用証書と奨学資金返済明細書を教育委員会に提出をしていただきまして、貸与期間の2倍の期間内で年払い、半年払い、月払いを選択いただき、回数を決めます。それをもとに返還することとなります。また、一括して繰上返還することも可能となっております。

平成26年3月末現在の返還義務者数ですが155人で、貸与額につきましては6,495万4,326円です。

返済が滞っている方には電話での生活状況の確認や文書で督促や催告を行っております。今年度はこれらの対応に加えまして教育委員会に来ていただいて聞き取りをしたり、家庭訪問を行うなど、一歩踏み込んだ滞納対策に取り組んでいるところでございます。

続きまして、 の制度の見直しについて、こちらも関連がありますので 、 を一括してお答えいたします。

現在、教育委員会では奨学資金貸与基金が市民により有効に活用されるよう奨学資金の制度見直しを行っているところです。その主なものにつきましては、現在、大学では月額3万円としている貸与金額、また保証人を市内在住者に限定してい

ること、ほかの奨学金との併用の可否などについて、28年度の募集から要綱の改定に向けて検討を進めているというような状況となっております。

また、長引く景気の低迷などによりまして給付型の奨学金を求める声も相当ありますので、貸与型に加えて給付型を採用することの可能性について現在研究をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 最初の答弁をいただきました。

の貸与について、〃、〃、と一括して答弁をいただきましたので、一括して再質問をいたします。

貸与条件の一つであります学術優秀、品行方正な人とは、具体的にはどのような基準で選考しているのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 学術優秀、品行方正ということで、この貸与の申請をいただく際に、在学している学校からそれぞれの成績であるとかそのほかいろんなサークル活動、部活動等の資料をいただきまして、そういったものをもとに委員会の中で検討をさせていただいて、それに合致するかどうかを判断させていただいているというのが現状でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましては、何か点数評価、そういう形での方式があるのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） お答えいたします。

現在、奨学資金の基準につきましては、条例ま

た施行規則の中で詳しく対応はうたっておりますが、運営委員会という組織をもってその判断を行っておりますので、詳しくその何点以上であるとか、そういったものまでの細かな基準というものは現時点では持ち合わせておりません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その点については理解したところであります。

続きまして、同じ条件の中で、資金がなく就学困難な人ということではありますが、その判断基準はどのようになっているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 申請をいただく際に前年の所得証明等を添付していただくことになっておりますが、その中で、高校生であれば家族数、世帯数が何人だったら幾ら、大学を希望する方については同じように幾らという基準額を設定をしております。それに合わせまして、申請いただいた内容の所得額から一定の控除額を差し引いた中でその基準を下回るという方であれば基本的には対象になるというような、額的な基準をもとに整理をしております。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） そういうことは保護者の、こととすと平成25年度中の認定所得金額が一定以下で、ほかの奨学金を受けていない人ということですけども、それと同一ということで考えてよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） はい、そのように考えていただいて結構だと思っています。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましてはわかりました。

続きまして、連帯保証人が市内から2人ということではありますが、市内に住所を有する人であれば、これはどういう人でも連帯保証人になれるのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） はい。今ご質問されたとおり、市内に住所を有する保証人の方であれば基本的には問題ありません。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましてはわかりました。

平成25年度の応募者数が11名ということで、そのうち7名が対象となったということですが、残りの4名の方につきましてはなぜ対象外になったのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） お答えいたします。

11名の中で4名の方が対象外ということなんです。申請された内容を精査した中で、やはり所得制限をクリアできなかったという方が全てでございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 続きまして、近年の貸与人数と貸与金額についての傾向についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 最初の答弁の中でもお話をさせていただきましたが、近年の、合併以降の状況といたしましては、応募者が平均しますと20名前後。多少ばらつきが年度ごとにはございます。

一番多い年度ですと平成19年には32名、少ない年ですと平成23年には9名というような状況がございます。そういった中で、それぞれ審査を経て最終的に決定をされているというような状況になっております。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それでは、社会情勢を鑑みまして増加傾向にあるということではないということによろしいんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 合併以降の数字を追ってみますと、平成22年まではおおむね20名以上の方の申請がございまして、ただ、23年以降については20名を切るような状況になっているというのが現状でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） につきましては理解したところであります。

続きまして、の返還についてであります。こちらにつきましても、と一括して答弁をいただきましたので、一括して再質問をいたします。

返還時の手続、また返還義務者総数及び年間の総額は理解したところであります。

滞納者数の傾向について、どのようになっているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 滞納者数の状況等でございますが、ことしにつきましては6月ごろから督促等を行っているわけなんです。督促の送付関係については35件、それと電話等による状況の把握であるとか、こちらから確認をとっているのが17件、そのほか家庭訪問等も行っておりますので、

人数的には相当な方が現時点ではまだ完済されていないとか、滞納的な形になっているというような状況がございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 滞納者数については本当に非常に払っていただくのに苦慮しているというところだと思うんですけども、それにつきまして、いつまでも払えない人というのはあると思うんですけども、それらについて最終的にはどのような形で対処をするのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ただいまお答えしたような、いわゆる個人的に相談を受けたり、いろいろな形で返済をお願いしているというのが基本でございますので、滞納、いわゆる返還が滞って数年たってしまったとか、そういった方々についても基本的には返還をいただくということで、できるだけ教育委員会としても積極的に、ある程度相談をしながら取り組んでいきたいというふうには考えています。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その場合、請求、本人に対してはもちろんだと思いますけれども、そのほか連帯保証人が2人いると思いますけれども、その3人以外には請求はできないということでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） はい。基本的にはその3名ということになるかと思います。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） につきましては理解したところであります。

続きまして、 の制度の見直しについてであり

ますが、これらにつきましても、 と一括して答弁をいただきましたので、一括して再質問をいたします。

大学生への貸与金額については3万円ということでわかったところでありますが、保証人の条件、またほかの奨学金との可否等について検討しているということですが、これらはどのような形で検討なされているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 現在進めている検討内容でございますが、まず3万円という額が本当に就学をする児童生徒、学生の中で適切な額であるかどうかという部分を、他の自治体の類似した奨学金を比較検討しながらまず額について検討しているというような状況がまずございます。

それと、保証人を2名というような条件をつけているわけですが、なかなか2名を確保するのが難しいような話も聞こえてきておりますので、そういった部分につきましても現在内容を精査しているというような状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） そうですね、やはり3万円という形だと非常に厳しいものがあるとは思いますが。ましてや貸与1年目ですか、それらの場合、入学金、また学生生活、生活条件が変わりますので、それにはまず最初、書籍代とかいろんな形の多くの金額が必要となるのが確実に予想されておりますので、その場合、1年目につきましては一時金の貸与という形のもの、そういう制度等は考えているのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今おっしゃられたとおり、入学時には相当の金額が必要になってくるという

ことで、県内の状況なんかを見ますと一部、佐野市であるとか日光市では一時金というような制度をとっているところもございますが、それ以外のところはやはり一時金の扱いは現在は行ってないということもございます。ただ、最初に申し上げましたとおり、相当の資金が必要な1年目についても一時金の貸与が可能かどうか、そちらについてもあわせて現在検討しているところです。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 確かに資金面を考えると非常に厳しいということではありますが、学生生活がスムーズにいけるような形で、これからも検討のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、要望なんですけれども、返還についてであります。卒業して就職して社会人としてスタートするには条件がかなり学生時代とは変わってくると思いますね。着用しているものとか通勤手段、それまではいろんな形で学割もきいたりしているとは思いますが、交通費等の出費も多く、当然初任給、安くて生活するのが精いっぱいということの中で、1年目の返還を猶予して2年目からの返還という形、そういう制度についても考えているのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今現在、貸与基金条例、また施行規則の中で、一部事情によって返還が難しいというような方もいらっしゃると思いますので、現在の取り扱いの中でも特別な事情等がある場合には1年間の猶予については認めておりますので、ぜひそちらも活用していただければというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それぞれの人、多々条件

は違うと思いますけれども、その辺はよく考慮していただきまして、スムーズに社会人のスタートもこれまた切れるような形でよろしく願いをいたします。

現在の、これは基金だと思うんですけれども、奨学資金の貸与基金というのは今のぐらにあるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 貸与基金の原資でございますが、合併当初に基金を造成いたしまして、現在1億8,600万ほどの基金原資を所有しております。ただし、その中で現にもう貸与しているものも相当ありますので、実質、いわゆる現金的な形で今後貸与できる原資としましては1億2,000万ほどが現在活用できる額となっております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 使えるのが1億2,000万ということではありますが、この金額においては本市の予算に占める割合はほんの一部にすぎないと思いますので、今後、経済状況や家庭環境から援助を必要とするような多くの方がおります。就学援助は当然不可欠だと思っております。ぜひ貸与型から給付型への制度見直しをしていただけますよう強く望むところであります。これは将来への、市長も言っているとおり、社会への投資であります。これは定住促進にもつながると考えております。あすへの輝かしい那須塩原市のため、そして日本のためにもよろしく願いをいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2、農業政策について。

日本農業のモデルとなるような生産及び所得水準の高い農業経営を確立し、豊かで住みよい近代的な農村社会をつくるという観点から世紀の大事

業が計画され、1957年5月に日本の湖沼で琵琶湖に次ぐ2番目の面積を誇った八郎潟の干拓事業が着工され、20年の歳月と事業費852億円を投じて約1万7,000haの干拓地が造成され、大潟村が誕生しました。その特徴は農地規模の大きさと、それを生かして独立独歩による産業化に成功した事例であり、1農家当たりの農地配分面積は15haと全国平均の11倍であります。6世帯わずか14人でスタートし、2014年10月1日時点での総人口は3,117人。全国の多くの農家にとって最大の悩みである後継者問題とも無縁であります。農地の大規模化、産業化が進み、人口も安定している大潟村は、農村部から若者流出に歯どめがかかっている事例でもあります。

そこで、本市の農業政策とこれからの農業振興について次の点についてお伺いします。

本市の農業政策の基本方針及び特色についてお伺いします。

本市の農業の現状と課題についてお伺いします。

農業従事者に対し、現時点でどのような助成制度があるかお伺いします。

本市独自の農業政策についてお伺いします。

今後、国、県との連携をどのように考え、農業振興を図るのかお伺いします。

後継者問題をどのように捉えているか、また、現従事者のモチベーション維持にどのような政策を考えているかお伺いします。

本市の農産物で福島原発事故により出荷停止になっているものがあるかお伺いします。

農産物の風評被害をどのように捉えているか、また、その対策についてお伺いします。

以上、質問です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 順次、佐藤議員の質問に私からもお答えいたします。

まず、本市の農業政策の基本方針及び特色についてですが、本市の基本方針としては、国が行っている産業政策と地域政策に準じながら、農業者の所得向上、担い手への農地集積・集約化、新規就農者の確保や農業の多目的機能の維持に取り組んでおります。

本市の特徴は、稲作や酪農を中心としながら、高原性の冷涼な空気を生かした園芸作物、さらに繁殖和牛を取り入れた複合的な農業経営を、これは大変大ざっぱな言い方ですが、こんなことで進んでいると思います。

また、この問題について大潟村をモデルにしてございます。大潟村につきましても今は全国のモデルと言われておりまして、元気のある村はまさか違うなと思ったのは、全国消防操法競技会に那須塩原のチームの前の出場、秋田県代表が大潟村。多分後継者に恵まれ、地域としても力を発揮しているんだと、あれをみただけで何となく私は感じておりました。ただ、ここに至りますまでには、大潟村についても今は全国のモデルとされておりますが、全国では困ったもんだと見られた時期も結構長くて、農業の米の減反政策のときに真っ向から闇米の勧めを提唱して、そして地域をつないだど、こういう過去も持っているわけでございますので、そういう点では今はモデルになって非常にすばらしい環境を備えていると私どもも一つのそういう方向を頭に入れながら、本市の農業政策についても今後さらに前進を図っていきたくと考えております。

また、農業の現状と課題ですが、農林業センサス調査によりますと、販売農家戸数が平成17年の2,942戸に対し平成22年2,620戸と322戸減少して

おります。農業就業人口における平均年齢も平成17年が59.8歳、平成22年が61.8歳と2歳上昇しております。このように、後継者が少なくなっていることや高齢化が確実に進んでいることが大きな課題であると考えております。

栃木県にあっても、この農業の非常に後継者不足とか一挙に拍車がかかったのは、一つにはかつて農林業と、農業と林業、そう申告をしていた人が栃木県内で1万7,000戸あったんですが、今、農林業という人は40戸になっています。もう林業は幾ら山を持っていてもお金にならないと、そういうとても厳しい時代。それが一つの拍車になっているのではないかと、こういう見方もされておりますが、いずれにいたしましても、厳しくても打開策がないわけではありません。社会は常に前に向かって進んでおりますので、そういう意味では私ども那須塩原の農業、生産出荷額も全国有数の地域でもございますので、これらについても今後とも知恵を絞って全力で投球してみたいと思っています。

次に、農業従事者に対する助成制度についてですが、まず設備投資を行う際に低金利で利用できる農業近代化資金や災害時で売上げが減少した際に利用できるセーフティネット資金などの融資制度や、農機具等を購入する際に利用できる経営体育成支援事業など、国、県の補助事業がありまして、これについても積極的に現在取り入れております。

また、本市独自の農業政策についてですが、冷涼な気候を生かした作物である夏秋どりイチゴ、このハウス設置費などの補助、あるいは酪農が盛んな地域であることから乳用牛、肉牛、あるいは養豚関係、豚関係ですが、これらの伝染病予防のワクチン等については一定の補助を今でも積極的に支出をしてやっております。また、主食用米の

価格が低迷していることから畜産農家と稲作農家が連携して所得向上を目指せる政策についても検討しているところでございます。

次に、今後、国、県との連携をどのように考え、農業振興を図るのかについてですが、農業振興を図る上で国、県、市の責務はある程度、ある程度というか決まっております、国は食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定をする、計画を。また、県や市はその区域の自然的、経済的、社会的条件に応じた、これは施策ですが、好ましいのは独自の施策と、こういうことになろうと思っておりますが、それらが事業を実施する、そういう責務を市町あるいは県は持っております。このようなことから、市が事業を展開する中で施策として必要なものがあれば、県を通じ国へ施策の策定を要望するなど国、県との連携は必要不可欠なものであると考えております。

また、の後継者問題をどのように捉えているか、また、現従業者のモチベーション維持のための政策についてですが、後継者が少なくなっていることや高齢化が確実に進んでいることは極めて大きな課題だと思います。そのため新規就農者に対しては青年就農給付金制度により支援を行い、特に非農家出身の就農希望者に対しては関係機関と連携し農地紹介や経営相談を行っております。

また、那須高原農業合コンを開催し、後継者の確保にも努めております。

モチベーションの維持のための政策については、講演会の開催や視察研修の実施、海外研修への助成制度を設け、意欲ある農業者への支援を行っております。

次に、出荷停止となっている農産物についてですが、現在出荷停止となっている農産物はクリのみとなっております。その他に野生のキノコや原木シイタケなどの特用林産物も、これは全部では

ありませんが出荷停止となっております。

また、最後に風評被害をどう捉えているか、またその対策についてですが、市内道の駅の農産物直売所の売上額を見ますと、震災前の水準には至っておりませんが、場所によってはもうこれをクリアしているところもございまして、全体としては極めて順調な回復傾向にございます。風評被害対策としては、市内外で開催されるイベント等において農産物の安全・安心をさらにPRしていきたいと思えます。今後も機会を捉えながらPRに力を注いでまいります。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ただいま答弁をいただきました。順次、再質問をしていきます。

この本市の特色については理解したところでありますが、政策についての農業者所得向上に具体的にどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 農業者の所得向上の中身ですけれども、具体的な取り組みというご質問になると思えます。

まず、国の施策の主なものとしたしましては、国が定めます地域の活力創造プランという国の農政の総合的な計画がございまして、そちらの計画に従いまして、農地中間管理機構の活用による農地の集約化ということで生産コストの削減に努めているというのが一つの鍵でございまして。

あとは、所得安定対策といたしまして、2本立ての直接支払い制度ということがございまして。さらに、麦であったりとか大豆、飼料用米等の戦略的作物の本格的な作付によりまして水田のフル活用、さらには米の生産調整の見直しを、国が数値を定

めるんじゃないかと農業経営者がみずから経営段階に基づいて選択できるような、そういった環境の整備に努めているというのが国の大きな施策でございまして。

さらに、補助事業といたしましては、先ほど市長のほうからご説明ございましたが、経営体育成支援事業、あるいは県の補助金等々ございまして、そちらを活用しまして農業経営者の経営規模の拡大や設備の拡大を図るところに対する支援を行っているということがございまして。

そして、最後になりますが、本市の特色を生かした市独自の施策ということになりますと、これも先ほど答弁にございましたが、夏秋どりイチゴのパイプハウスの設置費の補助、あるいは家畜の伝染病予防のためのワクチン代補助などというのがございまして、これらを支援することによって少しでも所得の安定確保あるいは向上に努めていただければというふうに考えて実施しているところでございまして。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 大枠につきましては理解したところであります。

細かくいきますと、担い手への農地集約、集約化について具体的にどのように取り組んでいられるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 担い手への農地の集約ということでございまして、こちらにつきましては、議員ご承知のとおり、ことしから各都道府県に中間管理機構というものを設置いたしまして農地の集約ということを図っていらっしゃるということでございまして。

具体的なお話をさせていただきますと、中間管

理機構は認定農業者を対象にいたしまして、毎年農業の借り手というところの募集をしております、それを今年度につきましては3回募集をしたというようなことでございます。その中で既に2回までに募集された方の数が公表されておりますが、そちらにつきましては101名の、要は借り手の方が応募されたと、公募に応募されたと実績がございます。それに対しまして、今、約20名くらいの貸し手の方がいらっしゃるということでございますので、今後、その191名の方と20名の間でマッチングが進められていくのかなというふうに考えております。

いずれにしましても、農地の集積に関しましては、今年度から県に設置いたしました農地中間管理機構というところが主体となって事業を動かしているということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） ということは、中間管理機構がコーディネーターとなりまして借りたい人と貸したい人を取りまとめて集約を図っているということでよろしいんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） はい、議員おっしゃるとおりでございます。そして、その業務を市のほうの農業公社が受託しているというのが実態でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましてはわかりました。

続きまして、新規就農者の確保や農業の多目的機能の維持につきましてはどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） まずは、新規就農者の確保についてでございますが、こちらにつきましては市は、国の補助事業でございます青年就農給付金制度というものを活用いたしまして、新たに農業に参入したいという方に対してこの給付金でもって就業直後の経営が不安定な期間について支援をしているというのがございます。

また、多面的機能の維持についてでございますが、こちらについてはせんだつての相馬議員のところの質問でもお答えしたとおり、こちらについても多面的機能交付金という補助金がございます、こちらを活用しまして農村環境の、機能の維持、向上ということで、水路あるいは道路等の維持修繕を農業従事者だけでなく地域住民も一緒になって共同という形で事業を推進していると、それに対して交付金が支払われているというような実態でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） につきましては理解したところであります。

続きまして、の現状については販売農家数の減少、そして農業就業人口における平均年齢の上昇と、本当に危惧するところであります。それらの課題に対して具体的にどのように取り組んでいるのか、また今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 農業の後継者問題、あるいは高齢化問題に対する取り組みということでございます。

まずは、何をもっても農業が魅力ある職業でな

くてはならないというふうに考えております。そういう中で後継者の問題、あるいは高齢化の進行を解決していくということが何よりも増して重要なことだというふうに考えております。

私どもの市は、まず何よりも生乳の生産が全国屈指であります。さらに酪農の振興を図っていききたいという考え方から、牛乳を初めとします乳製品の消費拡大や、さらには6次産業化というんですかね、そちらの推進、促進というものに各種施策を、独自の施策を検討しながら、そういう方向をぜひ達成していきたいというのが一つございます。

あともう一つは、市内には多くの、要は産直所というものが設置されております。こちらの産直所では売り上げが、多いところでは年間2億円もの売り上げがあるということでございますので、産直の施設の拡大あるいは機能の充実などを行う場合は何らかの支援をして、小規模農家の皆さんができる限りこういうところに自分でつくったものを出荷できるような、そんなような体制整備についても支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、市だけで実現が可能ということではございませんので、市はまずやる気のある農業経営者の皆さん、あるいはやる気のある地域の皆さんと協働の精神でいろいろと議論をしながら、意見を交わしながら、市独自で対応できるような独自政策というものを今後検討、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 本当にその課題については非常に難しい問題があると思うんですけれども、衰退のなきように今後どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、の助成制度についてであります。が、低利で利用できる農業近代化資金の金利、返済方法、また利用できる条件についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 融資制度のお話だと思います。

農業制度の資金には、認定農業者というものを対象にしまして施設等の取得あるいは家畜の導入などに対して資金を融資する、今、議員ご指摘の農業近代化資金というものがございます。こちらにつきましては、貸付額が個人で1,800万円まで、そして法人で2億円までということになってございまして、償還期間は15年以内ということになっております。こちらにつきましては、原則、国、県、市が利子補給を行うということで、結果的には農業者の実利金利はございません。

ちなみに実績でございますが、25年度の実績では、市といたしましては216件の対象案件に対して446万8,451円の利子補給を行っているという実態がございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましてはよく理解したところであります。

続きまして、セーフティネット資金ということがあるということをお伺いしたんですけれども、これは具体的にはどのような内容になっているかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） セーフティネット資金の概要についてでございますが、こちらにつきましては自然災害、あるいは経済的環境の激変な

どに対して農業経営が著しく困難な状況になったときに資金を融通するというものでございます。先ほどと同じような答え方をさせていただきますと、個人では200万円、そして法人では1,000万円ということになっておりまして、償還期間は10年以内、そして金利については0.35から0.45%ということになっております。

なお、市ではこちらの資金に関しては利子補給というものを行っておりませんので、実際どのくらいの実績があるかということに関しては把握しておりません。これは市中の日本政策金融公庫というところが直接融資を行っているというような内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それらにつきましてはわかりました。

続きまして、経営体育成支援事業の具体的な内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 経営体支援事業の概要についてお答え申し上げます。

経営体育成支援事業につきましては、農家の経営改善に資するための機械等の購入に対しまして国が10分の3の助成をするものだということでございます。基本的には市の上乗せ助成はございません。県の上乗せ助成もございません。ということでございます。この事業を受けるためには、今後3年間の事業計画というものを立てまして、その目的達成に必要となる機器等の整備を行うということで補助の支援が受けられるというものでございます。

ちなみに、こちら25年度の実績についてでございますが、具体的には乾燥機であったりだとか

コンバインであったりだとかという機械を11戸の農家で補助を求められております。総額は6,587万9,000円ということございまして、それに対する補助金が1,782万8,000円というふうになっております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それらの助成制度についてですけれども、これは農業者にどのような形で周知しているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 補助制度の農業者への周知ということでございますが、私どもの扱っている補助金そのものは大体認定農業者あるいは中核的な担い手が対象ということになっておりますので、ダイレクトメールという形で本人に直接通知を差し上げている、お知らせしているというのが一般的な周知の方法でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） につきましては理解したところであります。

続きまして、本市独自の農業政策といたしまして、夏秋どりイチゴのハウス設置費に対して補助が出ているということですが、その内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 夏秋どりイチゴのハウス設置の補助についてでございますが、こちらはパイプハウスを設置する際にその設置費用を補助するというものでございまして、補助率は2分の1、そして補助の上限が1軒当たり29万9,000円ということになっております。この29万9,000

円の設定の仕方につきましては、一般的な、標準的なハウスをつくった場合、倍額ですから約60万くらい設置費がかかるということで、この半分の、2分の1の額ということで29万9,000円を上限額にして設定させていただいたという内容でございます。

25年度の実績ということでございますが、2戸の農家に対しまして49万2,000円の補助をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 続きまして、乳用牛、肉牛、また豚の伝染病予防に対してワクチン代の補助を行っているということでございますが、その内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） ワクチン代の助成についてお答え申し上げます。

伝染病予防のワクチン代の補助ということでございまして、乳用牛、和牛についてはアカバネ病という病気がございます。こちらについては、妊婦牛の異常出産を抑えるための予防注射ということになります。あとはIBRという頭文字で処理しているものがございますが、このIBRというのは一般的に言うところの風邪でございますね。あとはブルセラ病というのがございます。こちらにつきましても不妊、要は牛の子どもが流れてしまったりとかするというような、そんなような伝染病でございます。こういうものに対する補助。あるいは、豚につきましてはオーエスキー病というものがございます。これはヘルペス病の予防だということでございますが、そんなものに助成をさせていただいているということでございます。

助成額につきましては、その予防接種の種類に

よって違いますが、おおむね50円から240円くらいを助成とさせていただいているということでございます。

25年度の実績を申し上げますと、予防接種を受けました乳用牛と和牛は延べで1万2,096頭ということで、助成金額は225万1,260円ということになっております。豚につきましては、延べで2万5,490頭ということで、助成金額は127万4,500円ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それらにつきましては、内容につきましては理解したところであります。

続きまして、畜産農家と稲作農家が連携して所得向上を行うということでございますが、その政策の具体的な内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 耕畜連携の具体ということでございますが、こちらにつきましては昨日の相馬議員のところでもお答えさせていただきましたが、まず、主食用米から飼料用米、あるいは飼料用稲への転換を図って、しっかりと耕畜連携の仕組みをつくっていききたいと。その上でお互いの所得向上につなげていきたいという考え方から、去る11月17日に農協と酪農協の関係者に集まっていたきまして意見交換をさせていただいたということでございます。

その中で、今後の方針ということを改めて3者の中で確認しております。内容は、まずは米作農家と酪農家のお互い顔が見える範囲においてマッチングを進めていきたいと思いますというところから始めまして、その後に不足している支援策あるいは品質向上のための取り組みということをしっかりと考えて、そういうところにも手を打っていこうと

というようなところで合意形成がなされたということでございます。

いずれにしても、主食用米から飼料用米、あるいは飼料用稲への転作を米農家に図っていただくということを促しまして、それを畜産農家で餌として使っていただく、そして地産地消を進めていくというようなところが耕畜連携のあるべき姿だと市は思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 今の連携につきまして、主なものにつきましては今、食用米が需給のバランスが崩れていて供給過剰ということで、それらを転換するには飼料用米ですか、そちらのほうと連携していくということによろしいのですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 議員おっしゃるとおりで結構だと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） につきましては理解したところであります。

続きまして、の国、県との連携についてであります。県、市は区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた策定をするということですが、それらにつきましてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 区域の自然的、社会的、あるいは経済的諸条件に応じた施策とは何かということのお尋ねだと思います。

こちらにつきましては、まさに本市の特色を生かした農業施策を指しているというふうに考えて

おります。県内有数の耕作面積を誇る米作、あるいは冷涼な気候を生かした高原野菜、さらには夏秋どりイチゴ、加えまして本州一の生乳生産を誇る酪農業等々が本市の魅力ある農業、特色ある農業であると考えておりますので、こういう分野において本市独自の施策というものを展開できるよう、先ほど来お話ししているとおり、関係者等々と議論を重ねながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） の連携について、こちらにつきましては独自の政策をすれば国のほうもどんどん投入するということがございますので、引き続きの政策を推進していただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、の新規就農者に対する青年就農給付金制度の内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 青年就農給付金制度の具体的な内容についてご説明申し上げます。

青年就農給付金についてでございますが、具体的にお話ししますと、45歳未満の新規参入者等の対象に対しまして、年間1人当たり150万円で最長5年間にわたり支給するものだというところで

ざいます。これによりまして新規就農を促す、あるいはそういう人を支援するというような内容になっております。

25年度の実績につきましては、11人に対して1,312万5,000円を給付したということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その場合、特に非農家出身者ということもあっておりますけれども、その場合、希望者がいたのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 非農家出身者につきましては、2名いらっしゃいました。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その2名が希望しまして、その後どのように推移しているかわかればお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 2名の方につきましては、1名の方が夏秋どりイチゴ、そしてもう1名の方が和牛ということでございまして、いずれもお二方は今現在、一生懸命農業に従事されているというような状況になっております。

あともう一つ、特に新規就農者に関しましては、我々としても、全く勝手を知らない中で参入してくるということでございますので、経営計画についてのアドバイス、あるいは農地の紹介等々、きめ細やかなアフターフォローをしているというようなことで対応しております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） その取り組みの成果があらわれて2名が新規就農されたということは本当にうれしく思っております。

その一環としまして、那須高原農業者合コンが実施されたということでございますが、今まで何回開催されましたか。また、その内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 那須高原農業合コンについてでございますが、こちらにつきましてはことしが2年目ということでございまして、25年、26年ということで2回やっているということでございます。今年度につきましては、去る11月3日に開催いたしまして、男性が10名、そして女性が6名ということで、合計16名の参加をいただいたということでございます。

内容といたしましては、ナスの収穫体験、あるいは本市の農産物を使ったピザあるいはジェラートづくりをしながら交流を図っていただいたというような内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 合計で16名が参加されたということで、その後の追跡というか、その後についての状況がわかればお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） その後ということでございますので、こちらについては個人情報等の関係もございましてちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、過去2回やった中で4組の方がマッチングされたと。その後どうなったかについては、ちょっと私どものほうとしては承

知しかねるといふこととございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） プライベートなことがあるといふこととございますが、ぜひ外から来てこちらに定住して農業をやっただけならば、いつも市長が掲げている定住促進ですか、そちらの成果がもう早速あらわれたといふことと、本当にうれしく思っております。

続きまして、モチベーション維持のための講演会や視察研修といふこととございますが、その内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） モチベーションを維持するための講演会、視察研修等についてお答え申し上げます。

まず、25年度の実績でございますが、講演会につきましては、場所はいきいきふれあいセンターといふことと26年1月21日に開催しておりますが、内容といたしましては、国が打ち出しました経営所得安定対策の見直しを初めとする4つの大きな農業改革について宇都宮大学の秋山先生を講師に招きましてお話を伺ったといふところとでございます。担い手の農業経営者の皆さん方が主な受講者といふことと、130名近い参加をいただいたところとでございます。

もう一つ、視察研修についてでございますが、こちら25年度の事業になりますが、認定農業者の会や農業指導士会の事業といふことと、全国の農業担い手サミットといふところへ参加をいただいて、そちらの中でお互いに切磋琢磨して研さんしてまいったといふこととでございます。また、耕作放棄地や農業者の高齢化に対応した農業生産法人の事例を、千葉県の事例でございますが、こちら千葉のほうに伺いまして、実際内容についてい

ろいろと参考になるお話を伺ってきたといふこととでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましてはよくわかりました。

海外研修も行っているといふこととございますが、その助成制度の具体的な内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 海外研修に対する助成制度でございますが、海外研修につきましては栃木県の農業振興公社が主催しておりまして、それに対して県も補助をする、そして市も上乗せで補助をさせていただくといふような内容になっております。ちなみに、短期の研修と長期の研修といふのがございまして、短期の研修につきましてはおおむね10日間といふことになっておりまして、この場合、県が2分の1、そして市が6分の1を助成させていただいております。また、長期の視察につきましては、長いものになりますと19カ月とかといふ長期にわたっての研修になります。こちらにつきましては定額という形で、県が20万円、そして市が10万円を助成させていただいているといふような内容でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それらの研修に本市から参加された方がいるのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 先ほどお話しいたしました、まず、短期のほうの研修につきましては今年度3名の方が参加しております。行き先はオ

ランダ、イタリア、フランスということでございます。また、長期の研修につきましても本市から1名の方が参加しております。こちらにつきましては行き先はアメリカということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） については以上で理解をしたところであります。

続きまして、 についてでございますが、原木シイタケを営んでいる農家数及び出荷停止になっている農家があるのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） シイタケの関係についてのお尋ねだと思います。

現在、本市において出荷の制限解除に向けていろいろと努力をされているシイタケ農家の数は9軒ございます。そして、そのうち現在までに1軒のシイタケ農家の方が制限解除になっているという状況でございます。

それで、実際に出荷制限解除に向けた取り組みということで、どういう内容になるかということでございますが、まずは県のシイタケ生産工程管理基準というものがございます。これは本当に厳しい内容になっておりまして、61項目についていろいろとクリアしなくちゃならない条件が付されております。例えば、汚染されていない原木を使用しなさいとか、あるいは追加汚染防止のためにほだ木の洗浄をこういう頻度でやりなさいとか等々、細かいような条件が付されています。そういう基準にのっとってしっかりとした生産体制ができて、その後、その生産体制のもとにできたシイタケをしっかりモニタリングして基準値をクリアしたということが明確になった時点で初めて解除がなされるというような内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 61項目の基準があって、それをクリアするためには非常に高いハードルだと思いますが、現在出荷停止になっている農家に対しまして、その基準クリアのために市としてのかかわりというのはあるのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 市のかかわりということでございますが、基本的には細やかなところまでの指導を含めて県とシイタケ農家さんの間でのやりとりということになっておりますので、市は直接的なかわりは現在のところではないという状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） につきましては以上で理解したところであります。

続きまして、 の風評被害の対策であります。農畜産の安全・安心を具体的にどのように取り組んだのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 農産物の安全・安心に対する取り組みについてでございますが、まず、県外におけますPRといたしましては、23年度に新橋駅前において県産牛肉の試食をしております。また、24年、25年度には東京ビッグサイトで開催されましたホビーッキングフェアや、東京ドームで開催される入場者が約40万人を誇るふるさと祭り東京に参加いたしまして、本市の農産物の安心・安全を強く訴えてきたところでございます。

また、市内の取り組みといたしましては、市内にある道の駅、明治の森・黒磯や、あるいは湯の

香しおばらで開催される収穫祭などにおいても、地産というか地元産ですね、地元産の野菜を使った鍋の提供や、あるいは新米、和牛の試食などを通して、本市の農産物の安全・安心のPRに努めてまいったというようなことでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 私もスカイツリーのほうに県のほうのブースですか、それがありまして、那須塩原市の当番のときに行ってまいりました。やはり、そのときやったのが牛乳とかトマトとホウレンソウが何かそういう類いのものだったんですけれども、ふだん都会の人が余り野菜を食べない人も、試食コーナーで勧めたところ、やはり朝とったものでありますから新鮮でおいしいということをつぶさに拝見したところであります。ですから、今後もし早く風評被害を払拭するためにどんどん働きかけてPRしていただきたいと思えます。

そこで、今後はどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 今後の取り組みについてでございますが、今、議員ご指摘のとおり、今後につきましても関係者一丸となりましてあらゆる機会を捉えて本市農産物の安心・安全について強く訴えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） よくわかりました。どうぞよろしくお伺いをいたします。

現在、農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあると思えます。主食である米価格の下落によ

る減収、担い手不足による就農者の高齢化と多くの問題を抱えております。しかし、農業の安定、維持をなくして日本の維持はありません。特に本市においては、不毛の大地を先人が言葉では言いあらわせない苦勞、努力を重ねてこの肥沃な広大な那須野が原をつくり上げました。その土地を守り、発展させていくのが私たちに課せられている問題だと思っております。国、県の政策はありますが、本市独自の政策によりこの地の農業を守っていかねばならないと考えております。そのためには行政はもちろん、私たち議員も知恵を絞り取り組んでいかねばならないと思っております。国も地方創生、そしてそれには地方の農村、漁業の再生なくしてはないということをおうたっております。地方の独自の政策に対しましては国も全面的にバックアップするというので先日も方針を打ち出されております。どうぞその辺の取り組みにつきましてもよろしくお伺いをいたしまして、一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、5番、佐藤一則議員の市政一般質問は終了いたしました。

磯 飛 清 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 13番、五峰クラブ、磯飛清です。

通告書により一般質問を行います。

1、広域行政について。

高度経済成長期以降の交通網の整備や情報手段の急速な発展、普及により住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相

互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきております。さらに、少子高齢化や人口減少問題、情報化の進展といった多様・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られております。

そのような中、本市においても中・長期的な展望を視野に各種の広域的政策に積極的に取り組んでいることから伺うものであります。

八溝山周辺地域定住自立圏構想の進捗状況をお伺いします。

那須地域定住自立圏構想の進捗状況を伺います。

那須地区合同研究会についてをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 磯飛議員の質問に私からお答えいたします。

広域行政の質問ですが、私からは と についてお答えをし、 については企画部長から答弁をさせていただきます。

八溝山周辺地域定住自立圏構想の進捗状況についてですが、本年1月に定住自立圏形成協定の合同調印式が行われ、八溝山周辺地域定住自立圏の全体像を示す共生ビジョンを策定するため、6月には圏域内の各種団体から選出された委員による懇談会が新たに設置されました。懇談会における計3回の協議を踏まえ、10月30日に開催された2市6町の首長で構成する推進協議会において圏域の共生ビジョンが承認されました。

本共生ビジョンにおきましては、圏域内2市6町で連携して取り組む分野として保健、医療、福祉、教育等の14分野から広域観光の推進や芸術文

化・スポーツ交流など各自治体で既に実施している既存事業を含む42の事業が圏域の事業として計画に掲げられており、各事業の実施に当たりましては本年度より特別交付税が措置されてくることになっております。

また、共生ビジョンの計画期間は本年度から平成30年度までの5カ年計画となっておりますが、関係自治体等の協議を踏まえ、毎年度所要の見直しが行われることとなります。

また、那須地域定住自立圏構想の進捗状況ですが、大田原市、那須町、那珂川町、そして中心市である本市の2市2町で構成される那須地域定住自立圏構想におきまして、昨年12月18日に中心市宣言を本市が行い、本年4月1日に推進協議会を設置し、八溝山周辺地域定住自立圏構想と並行しての協議を行っているところであります。

本定例会におきまして、那須地域定住自立圏にかかわる協定締結及び共生ビジョン懇談会の設置条例等についての議案を上程させていただいております。

今後におきましては、各構成市町と協定を締結するとともに、本市、大田原市、那須町及び那珂川町から選出された委員で構成する共生ビジョン懇談会において那須圏域の共生ビジョンを策定していくことが予定されております。

なお、ビジョンの策定に当たりましては、八溝山周辺地域定住自立圏との差別化を図るため、中心市である本市の地域特性を生かした圏域の推進として主に観光、環境そして公共交通の分野について重点的に取り組みを進めていきたいと思っております。

なお、一言つけ加えておきますが、この定住自立圏、新たな広域連携の一つのモデルとして国が打ち出した事業であります。なぜそうなったかをみんなで共有したいと思っておりますので一言つけ加

えますけれども、これは2011年、それまで四十数年間続いた、いわゆる全国一律的だったほとんど変わりのないような振興計画、これは全国の市町村が似たような計画を持っておりまして、この42年間以上続いたはずでございますが、これによりまして地域の特性が発揮できないと。これがどんどん進行するといわゆる人口大減少時代、首都圏にばかり人が流れちゃう、経済的な要因。

これを防ぐために、私どもとしては今とっても厳しい状況に、私だけではなくて全国の首長も議会も、画期的なるつばにぼんと投げ込まれた状態。自分で生きなさいと。これは法の改正によってそうやってきたわけでありまして、ただ自分で生きるといっても濃淡があって、生き残れる市と生き残れない町とか村、こういうものが一つのつばで今せめぎ合っていると。しかし、それだけでは将来の構想を描くのに勝ちと負けをつくっちゃうと、それじゃいけないだろうと、こういうことで広域に新たな連携を組んで行政効率をみんなで、総務省から出る交付のお金を有効に使いながら行政効率のレベルアップをしようと、これが本来の意味でございますので。

これにつきましては、もちろん協定が締結できれば積極的に、予算もきますので、今言った3分野、観光、交通、そして環境、この分野で大いにリーダーシップをとって地域の連携を深めていきたい。これは逃げる場所ではなくて、広域連携に逃げ込む場所ではなくて、行政のレベルアップをこの方法でとってくれと、これは国の方針にも従っていると、こういう状況でございますので、ぜひそここのところ、何で、町が頑張れば、市が頑張ればと言いますけれども、頑張り切れないところがたくさんある、こういうことでこの連携が全国で今進んでいると、こういう状況だと思いますので、ぜひご理解いただければと思います。

第1回の答弁にします。

議長（中村芳隆議員） 企画部長。

企画部長（片桐計幸） それでは、私から 的那須地区合同研究会についてお答えをいたします。

当研究会につきましては、自治体の共通課題であります人口減少問題について、本市、大田原市及び那須町の2市1町で共通認識を持ち、行財政改革の視点でその解決に向けた取り組みを行うことを目的に発足したものでございます。

行財政改革担当部課長等による第1回の会合が10月3日に開催されまして、当研究会の名称を那須地域人口問題対策研究会とすることといたしました。今後の取り組みの内容につきましては、人口減少問題と財政についての研究としたところでございます。

先月10日には、人口減少問題と新たな広域連携についてと題しまして総務省自治行政局市町村課の課長補佐の方に講師になっていただきまして講演会を開催したところでございます。

今後につきましては、本市及び大田原市が1年交代で事務局を持ち回りによりまして年4回以内での開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 市長、ご丁寧なご答弁ありがとうございました。ご答弁により質問することがなくなったような大変丁寧なご答弁ありがとうございました。

冒頭からお金の件での再質問になり恐縮です。昨日も那須塩原駅再生整備事業31億円という膨大な事業計画のお話があり、無駄遣いが多過ぎるのではないかというような予算的な心配があることも含めてお金の質問をさせていただきたいと思っております。

八溝山周辺地域定住自立圏構想は本年度より国

からの財政措置を受けられるとのことであります。本市が財政措置を受けられる、今のご答弁ですと既存の事業も含まれると、それも該当しますよということですが、既存の事業以外でこの定住自立圏構想の事業の中に主な新規の事業等がありましたら、主なもので結構ですでお聞かせをいただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 定住自立圏構想の中で特別交付税の措置がされるということで、構成市であります本市につきましては1,500万円の充当が予定されるということでございます。

既存の事業プラス新たな事業ということで、その新たな事業がどういうものかということでございますけれども、今年度の予算の中では、スポーツ大会と一緒にというようなことでの取り組みに対する事業、また、ポータルサイトですね、八溝山周辺地域の定住自立圏に係るポータルサイトの形成に関しての事業予算というものが上げられているところでございます。そのほか幾つかございますけれども、代表的なところということでございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） はい、わかりました。

お聞きする順番が違ったんですが、基本に戻ってこの自立圏構想に対する交付金についてであります。これはこの構想が継続する限り毎年、この八溝の場合は本市は連携市になるわけですが、連携市の1,500万円の交付金は毎年この構想が継続する限り受けられるという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） この八溝山周辺地域定住

自立圏の計画が一応5年間ということでございますので、5年間につきましては特別交付税が見込まれるということでございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） はい。毎年ということで、なおかつ既存の事業も含まれているということで、受ける側にとっては大変おいしい話とっては語弊があるかもしれませんが、恵まれた事業だと思っております。

そのような中で、全国で現在82圏域がこの定住構想に取り組んでいるという情報がありますが、まだまだ県内でも八溝定住とこれから取り組む那須定住の2カ所のみしかないという、こんなおいしい話になぜほかの地域、部長に聞いてもわからないとは思うんですけども、取り組まないのか、その辺の情報等がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） おいしい話なのになぜ取り組まないかということで、取り組まない理由、それぞれの地域でどのような理由かというのはちょっと確認はしておりませんけれども、やはり中心市となって周辺の市町を、やっぱりある種面倒を見るという話じゃちょっとおかしいんですけども、一緒になって取り組んでいくというところには非常に負担な部分もございまして、また、それぞれの周辺構成市町となる自治体ですね、その辺の意識が、やはり中心市の中に組み込まれていくのではないかというような、そんなような危惧もあるのではないかというふうに感じております。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 大変苦しい質問をさせていただきます。先ほどの市長の答弁にも含まれていましたように、今、部長が答弁された内

容、市長の答弁にもあったということで、理解をしたいと思います。

続きまして、 の那須地域定住自立圏構想についてであります。

答弁にもありましたように、昨年12月18日、12月定例会最終日に阿久津市長の中心市宣言が行われたわけであります。以来1年が経過しようとしております。その間の経緯などは先ほどの答弁で理解できましたが、その間、1年間の余り、八溝のほうは時々状況の報告がありましたが、那須定住のほうは全く情報が入ってこなかった、私も聞かなかったということも含めて情報をつかめなかったもんですから、今回質問に取り上げさせていただきました。そのような経緯をたどって1年が経過して、今議会に関連市町に条例の議案として上程されているわけですが、それらが議決された後に、この那須地域定住自立圏構想の協定の調印はいつごろになるか、その目安をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 調印の時期でございますけれども、今議会で締結の議決を得られれば、来年1月下旬から2月上旬ぐらいにかけての予定の中で調印ができればというふうには考えてございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 私も老婆心ながら、1年間何の動きも受け取れなかったもんですから、話がなかなか進まない暗礁に乗り上げているのかなという余計な心配をしていましたが、今、来年1月末には調定に結びつくであろうという答弁をいただき安心をしたところでございます。

那須定住自立圏構想のビジョンの策定には、先ほど答弁にありました観光、環境、公共交通、重

点的にとありました。公共交通については、ご存じのように市営バスや予約ワゴンバス、デマンドタクシー事業などが連携などがあるかと思いますが、昨日代表質問の中でありました那須塩原駅の東口に設置を計画しているエレベーター設置事業、これらもこの那須地域定住自立圏構想の中に組み入れて事業化ができないかどうか、考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 那須塩原駅東口のエレベーターの昨日の話でございますけれども、那須地域定住自立圏におきましては、やはり那須塩原駅を核とした観光戦略、また公共交通の取り組みというのが一つ大きな施策の核となってくるだろうというふうに思っております。その中で東口のエレベーターの話ですけれども、これから共生ビジョンをつくって具体的な事業ということにはなっていくわけですが、そんな中で那須地域定住自立圏として取り組む事業としてできればというふうには考えてございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 関連市町との兼ね合いもあると思いますが、その辺も踏まえて、財政的な面も踏まえてご協議いただければと思います。

次に、 の那須地区合同研究会についてであります。

当研究会の目的については答弁にありましたが、設立までの経緯、なぜこのような研究会を立ち上げようということになったか、その経緯をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） この研究会ですけれども、もともとこの3市町につきましては那須地区広域

行政組合を形成しているということで、職員同士は密に連絡等を取り合っているという、そういった関係にございます。そうした中で、やはり人口減少というところがこのところ非常にクローズアップされてきたという中で、那須地域においても非常にこれからの人口減少が危惧をされているというところで、今般、那須地域定住自立圏構想も形成してこれから取り組んでいこうということになりましたので、そういった面も含めまして那須地域全体として人口問題、さらには財政的な状況の問題をともに考えようということで始まったというところがございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） ありがとうございます。定住自立圏構想、あるいはこのような研究会、そういったものを通じて職員の皆さんも、あるいは首長さん、あるいは我々議会も那須地区の議会交流会という中村議長のお骨折りのもとに交流会が結成されて年3回情報交換等々が行われてきております。そういった面も含めて、この那須地域全体の課題、問題を共有しようということで大変すばらしい機会だと思いますので、この機会を利用して職員の方々も課題、問題の共有を図っていただきたいと思います。

この項の最後になりますが、日本の人口減少問題についてはさまざまな数値や推計が氾濫するようになり、大きな社会問題となってきております。数年前、二、三年前だと思んですが、ある文面を目にしました。記憶のままでありますが、2010年の国勢調査を受け、30年後の2040年の県内26市町の人口推計が発表された。30年後の県北2市1町の人口は約3万3,000人減少となる。30年後の人口の推計を考えると、広域合併は好むと好まざるにかかわらず方向の落ちつく先はおのずと定まり、避けて通れないのではないのでしょうかとい

うような文面を目にした記憶があります。定住自立圏は合併までに至らない緩やかな自治体の広域連合体を意味するとあります。合併であれ広域連合体であれ、広域による連携は地域力の底上げになることが期待されます。2つの定住自立圏構想や広域研究会など将来を見据えた参画を評価してこの項の質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） それでは、2項目めの質問を行います。

2、放射性物質除染と震災復興特別交付税について。

環境省は平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処として特別措置法（特措法）を定めました。

本市においては、本特措法に基づき確実かつ効果的に放射線量の低減を図り、市民が安心して生活できる環境を取り戻すことを目的に平成24年4月に那須塩原市除染実施計画を策定し、これらに基づき公共施設の除染に取り組み、平成24年度からは住宅除染にも着手してきました。住宅除染において本特措法では栃木県内の表土除去は含まれていないことから、本市においては市単独事業として18歳以下の子どもまたは妊婦が居住する戸建

て住宅の敷地内の表土除去除染をも実施してまいりました。これら単独事業に対し、先般、震災復興特別交付税により財政支援が交付されたことから伺うものであります。

公共施設及び住宅除染作業の進捗状況を伺います。

震災復興特別交付税の詳細についてお伺いいたします。

震災復興特別交付税の運用についてをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、2の放射性物質除染と震災復興特別交付税について順次お答えをいたします。

初めに、の公共施設及び住宅除染作業の進捗状況についてお答えいたします。

公共施設につきましては、平成23年度に小中学校や保育所など子どもが長時間生活する施設から除染作業を開始いたしましたところでございます。平成24年度からは公園、公民館、運動施設及びその他の公共施設の除染を進めてきておりまして、現在、小中学校16校の校舎周りなどの除染、それから分譲地内の小規模公園250施設の除染、この作業中でございます。今年度はこの後、残りの小中学校15校の校舎周りの除染、自治公民館の除染、それからくろいそ運動場、にしなすの運動公園、三島体育センター、青木サッカー場のスポーツ施設の除染を予定しているところでございます。公共施設の除染を終了する見込みでございます。

住宅につきましては平成24年度から除染に取り組んだところでございます。市内を15の公民館のエリアに分割しまして、空間放射線量の高いエリアから除染を行い、今年度は最終の5公民館エリ

アの除染に着手をしているところでございます。今年度は既に約1,800棟の作業が終了しておりまして、年度内に合わせまして約3,000棟の除染を行う見込みでございます。また、これまで実施してきました住宅除染実施棟数と合わせ、最終的な実施棟数は約1万3,000棟となる見込みでございます。住宅につきましても今年度でおおよその除染を終了する予定でございます。

次に、の震災復興特別交付税の詳細についてお答えをいたします。

震災復興特別交付税は東日本大震災から復旧、復興を図るため、特別の財政需要を考慮しまして通常の交付税とは別枠で交付されるものでございます。その内容は震災復旧・復興事業に必要な地方負担額に対する財源措置のほか、原発事故関係、地方税の減収などについて措置されることとなっております。そして、この平成26年9月に交付となったところでございます。

この件につきましては、特措法が成立しまして補助メニューが提示されて以来、国に対しまして要望活動を行ってきたところでございますが、その際には各方面の関係者の皆様方にも大変なご尽力をいただいたところでございます。また、市におきましても市長、副市長が積極的に要望活動を行ってきたところでありまして、特に前渡邊副市長におきましては、ことしの初めに環境省それから総務省に対しまして精力的に交渉を重ねてきたところでございます。

さて、交付されました交付税の中身でございますが、これまで市単独で負担していました住宅の表土除去除染の平成24年度と25年度の費用が全額認められまして15億5,622万7,000円が交付されたほか、風評被害対策分としまして82万1,000円、地方税の減収分124万3,000円と合わせまして、総額で15億5,903万9,000円が交付されたものでござ

います。

最後に、の震災復興特別交付税の運用についてお答えをいたします。

地方交付税は使い道が特定されていない一般財源として歳入となるものでございます。したがって、今回交付されました震災復興特別交付税につきましては、12月補正予算の財源として有効に活用するため、認定こども園や放課後児童クラブなど児童福祉施設の整備を図ることを目的としました子ども未来基金への積み立てとして7億円、これまでの財源不足により繰り入れを予定していました財政調整基金への積み戻し等に4億7,100万円、このほか学校耐震改修事業など12月補正予算に計上しました各種経費の財源とするものでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） ご答弁をいただきました。

公共施設及び住宅除染の進捗状況についてであります。除染作業に関しては平成23年度から約4年間をかけて、特に住宅除染等については経験のない作業、工事であり、大変ご苦労があったかと思っております。大変ご苦労さまです。

公共施設や住宅など、子どもを対象とした場所を優先に除染作業を進めてきたわけではありますが、昨日の眞壁議員の代表質問で答弁がありました。これからの除染についてであります。事業所や住居隣接林などの除染を進めるというようなご答弁があったかと思えます。特に住居隣接林の除染についてはどのような作業内容、あるいはどういった申請をすれば隣接林の除染が行われるか、その辺の進め方がお決まりでありましたらお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） ただいま森林除染の方法というようなことでご質問をいただいたかと思えます。

昨日も眞壁議員のほうにお答えしましたが、まずは事業所の除染というふうなことを考えております。そんなことで、森林除染につきましては詳細についてはまだ検討はしてございません。ただ、福島県の状況を見ますと、隣接します森林、20mというようなところで除染を実施しているというふうなことがございます。ただ、その効果等につきましては、まだ国のほうでもはっきりした検証がされていないというふうな状況もございます。そんなこともございますので、これからここにつきましては先進的な除染の効果の状況、そういったものを考え合わせまして検討していきたいというふうな考えております。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 住居隣接林の除染についてはこれから検討ということではありますが、個人的なイメージとしてお話しさせていただきますが、個人的な私の住居の隣接林となりますと、東側に約30mが公民館の敷地で、そこに樹齢60年ぐらいの常緑樹の木が並んで立っています。北側には個人の持ち主、私ではないんですが、隣の方の落葉樹の、ブナとかそういった落葉樹の自然林があるということで、2方向を山林に囲まれているような状況です。ただ、私の持ち物ではないので、私が申請するわけにもいかないのか、そういった場合は持ち主の了解をとって申請をするのか、そういったことも含めて、自分の持ち物でない隣の他人の持ち物の隣接林をどう進めていくか、そういった方法等もご検討に加えていただければと思いますので、個人的なお話を出しましたが、この場で提案としてさせていただきます。

次に、震災復興特別交付税についてであります
が、総額で15億5,903万円の交付があったという
中で、住宅の表土除去除染には15億5,622万7,000
円等が特別交付税として交付されたと思いますが、
この金額は住宅何戸分に当たるか、数字がありま
したらお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この交付税の対象となり
ました戸数というふうなお尋ねかと思えます。

この中身につきましては、2カ年度、平成24年
度、それから25年度契約分というふうなことにな
っておりまして、平成24年度分につきましては
2,095戸、金額にしまして8億9,227万6,000円、
そして平成25年度分でございますが、戸数が
1,533戸、金額にしまして6億6,395万1,000円と
いうようなことになりまして、トータルで戸数が
3,628戸というふうな状況になってございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） ありがとうございます。

ということは、当然のことながら、確認ですが、
24、25年度の分ということで、今年度分、あるい
は今年度で終了ということではありますが、27年度
にかかった場合はそれらも対象になる。それと、
話が戻っちゃうんですけども、事業所の除染、
あるいはもし住居隣接林を手がけた場合、そちら
もこの特別交付税に該当するかどうか、その辺を
お聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この特別交付税、まずは
26年度分もどうなのかというふうなことかと思ひ
ます。これにつきましては、国のほうではっきり
したところがまだ明示されてはございません。た
だ、やはり同じ内容、つまり住宅の表土除去、こ

れに対しては交付税の対象になるんだろうという
ふうには期待しているところでございますが、そ
のほかにつきましては明確な国のほうのお答えが
ないというふうな状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） ありがとうございます。
た。

それでは、運用についての中で、答弁で基金か
ら切り崩して住宅の表土除去に充てた費用があっ
たと思ひますが、除染費用があったと思ひますが、
それらについては今回受けた、交付を受けた特別
交付税で崩した分は全額基金のほうに戻されたの
でしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 財政調整基金のほうを取
り崩したわけではありますが、これにつきましては
平成26年度で当初、それから6月補正というよう
なことで9億1,100万取り崩しをいたしております。
その後、9月補正におきまして、決算の関係
から5億積み戻しをしております。そして、こ
の12月補正では残りの4億1,100万というふうな
ことで計上をさせていただいているところでござ
います。そのほかに、これが積み戻しというふう
なことになるわけなんですけど、あわせて6,000万
ほど積み増しというふうなことで、合わせて4億
7,100万というふうなことで予定をしております。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） わかりました。

それでは、今議会にも補正予算に学校耐震改修
事業費が、多額の事業費が計上されておりますが、
この耐震改修事業の中に、今回震災復興特別交付
税として受けた中からその耐震事業にどのぐらい
の金額を投入されたか、つかまれているとお聞か

してください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 学校耐震化事業のほうにどのくらいというふうなご質問かと思えます。

この補正予算の中に前倒しとしまして、小中学校合わせて8校になるわけなんです、その耐震化事業というふうなことで計上させていただいておりまして、総額が16億8,800万ほどになるわけなんです、そこから国庫補助、そして起債、これを引きまして残り、一般財源の充当を予定したものであるということになります、それが合わせまして2億1,600万というふうなことになるので、これに充当したいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） はい、わかりました。

最後の質問です。今回の特別交付税はいわゆる臨時的、要望活動等はしておりますが、特別に入ってきたというようなものであるかと思えます。基金に積み戻しをされたお話を伺いましたが、戻したことによって財政指数、いろんな基金を含めた財政指数はどのように変化するか、雑駁で結構ですでお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 財政調整基金のほうに積み戻しをさせていただくということになります、調整基金というふうなことでありますので、貯金が増えるというふうなことになるかと思えます。この貯金が増えるかというふうなことも大切な指針となるというふうなことを考えております。こんなことで、当面の財政需要、あるいは将来的な財政需要、そういったものに柔軟に対応できるというふうなことで、大変ありがたいものだとい

うふうなことを考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） わかりました。

質問は以上ですが、今般交付を受けた当特別交付税については、先ほどご答弁の中にもありましたように、市はもとより県など、またいろんな方々の働きかけというかが尽力により交付決定を見たわけであります。しかしながら、最終的に国を動かしたのは巨額な費用がかかるにも、住民の生命、健康の確保となる安全を、そして住民の心配、不安の払拭となる安心を最優先に考え、本市単独費用で除去工事を実施したことにあると思っております。すなわち、その行動が、住民を思う心が国を動かしたということであると思っております。

本年の6月12日、下野新聞の論説という欄があります。そこに掲載された内容は「表土除去に国費」という題目でありました。そのサブタイトルは「当然のことがようやく」という、ようやくできたという「当然のことがようやく」というサブタイトルで掲載されておりました。中の文面の中に、救いは国費負担のない中で両市町、那須塩原市、那須町が住民の声に耳を傾け、独自の判断と財源で表土除去を進めてきたことが救いであるというような内容の論説が載っておりました。実施の判断をされた阿久津市長の英断と工事敢行に指揮をとられた執行サイドに改めて評価と敬意を表したい気持ちでいっぱいであります。約15億円の歳入は言うまでもなく巨額な特別歳入であります。財政厳しき折、ぜひとも有効な活用を願い、この質問を終わります。

次に、3、市職員の再任用について。

毎年、年度末になると考え、直面することになります。定年退職をする職員の能力、知識や経験

を幅広い職域で活用することができないかと思う人は多くいると思います。有効な人材活用と公的年金の支給年齢の改定による無収入期間の解消を図る目的に、雇用と年金の接続として再任用制度の見直しが図られたことから伺うものであります。

公務員の再任用制度の概要を伺います。

本市における再任用制度の運用状況を伺います。

27年度の運用についての考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、3の市職員の再任用について順次お答えいたします。

初めに、の公務員の再任用制度の概要についてお答えをいたします。

再任用制度とは定年等で退職しました職員の現役時代に培った知識、経験を公務の場で有効に活用していくとともに、60歳代前半の生活を支えるために設けられた制度でございます。その勤務体系につきましてはフルタイム勤務と短時間勤務とがございます。また、その任期につきましては1年以内となっておりますが、更新も可能となっております。なお、再任用に当たりましては65歳に達する日以後の最初の3月31日までとなっております。

また、昨年度からは平成25年3月29日付総務副大臣通知等によりまして、平成25年度以降、公的年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴いまして、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図るため当面この再任用制度を活用するとされたところでございます。これによりまして、定年で退職する職

員が再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでの間、原則として再任用するものとされたところでございます。

次に、の本市における再任用制度の運用状況についてお答えをいたします。

再任用制度につきましては、本市においても平成19年度から適切な運用を図っているところでありまして、昨年度までに延べ27名を再任用してきたところでございます。今年度につきましても現在15名の再任用職員が在籍しておりまして、1名がフルタイム勤務、残り14名が短時間勤務となっている状況でございます。

最後に、の平成27年度の運用方針についてお答えをいたします。

平成27年度の本市の再任用制度の運用方針につきましては、先ほど制度の概要でお答えしたとおり、総務副大臣通知の趣旨を踏まえまして、雇用と年金の接続を図るとともに現役時代に培った知識、経験を公務の場で活用するため、定年退職者で再任用を希望する職員について原則再任用することとしております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） ご答弁をいただきました。

それで、再任用制度ということで、これはそちらにお座りの皆さんを含め職員の皆さん、定年後の年金までの接続ということで個人の経済にとっても大変重要な問題かと思いますが、今回私が取り上げたのは、個人の経済もさることながら、長年培ってきた行政経験の知識や経験、これを60歳定年でなくしたんでは非常に人材の損失だという思いが強いことから取り上げさせていただきました。

それで、県内市町の再任用の活用状況というか、

制度を活用している状況というものを把握しておりましたらお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 栃木県内の現状というふうなことのご質問でございます。

栃木県のほうで取りまとめをしております、ただ、若干データ的には平成25年度というようなものになります。その資料からいたしますと、宇都宮市182名、それから日光市が29名、小山市が10名、それから本市であります平成25年のときには5名というふうなことであります。それから、さくら市が4名、下野市が15名。町のほうにいきますと上三川町が3名、それから高根沢町が7名というふうなことで、県全体としますと258名というふうなことであります、ほとんどが短時間勤務というふうな状況になってございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） ありがとうございます。

25年度のデータということで、若干急に動きが出てきた制度などで人数の推移は変わっているかと思えます。本市においても26年度は15名というふうなふえてきているという中で、今の市町の採用状況を見ますと、多いところはやはり財政的に力のあるとか恵まれているというような市が活用、採用しているというふうにとってみました。

その辺は、ほかの市町のことなんでこれ以上は踏み込みませんが、本市における今年度、26年度の定年退職者の予定数、そして27年度、来年度に再任用を希望している職員の人数、そういったものが現在の段階で把握している数値がありました

らお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 平成26年度の定年退職者数、そしてそのうち再任用を希望する職員の数というふうなことかと思えます。

まずは、今年度定年退職となる数でございますけれども、25名というふうなことであります、一般職が20名、それから技能労務職が5名というふうなことであります、25名のうち再任用を希望しておりますのが13名というふうなことであります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 25名中13名が現在希望しているということでございますが、再任用を希望しても契約ができないと、あるいは就労、勤めができないというようなケースも発生するものなのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 先ほどお答えしましたように、やはり年金が段階的に支給開始年齢が上がってくるというふうなことがありますので、原則的には再任用を希望する職員については採用とするということが基本的な、原則的な考え方ではございますが、そんな中でもやはり勤務実績が不良、あるいはその職にやはり適格性が足りないというふうな職員については、この再任用に該当しないというふうなことも考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 希望しても自分が希望する担当職場がない、あるいは今まで受けてきた人事評価、その評価によってあなたは採用できま

せんよというようなケース、その人事評価によって雇用契約ができない、評価によってできないケースもあるものなのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 現在、職員につきましては人事評価制度というものがございまして。それによりまして評価をしているわけですが、その人事評価の結果、それとまた別に、この再任用に当たりましては所属長のほうでその再任用を希望します職員の評価を行います。また、面接等も実施いたしまして、そんな中で是非のほうを判断していくというようなことで実施をさせていただいております。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） その際、評価が余り芳しくなくて契約できなかった場合、それはこの再任用制度という制度に抵触することはないものなのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この制度自体、まだ地方公務員法で明確な位置づけがされていないというふうな状況にもあります。国のほうでは、先ほど答弁でもお答えしましたとおり、国のほうから通知をもって運用しているというふうな状況にもございます。そんな中、通知の中でも、先ほど申し上げましたように勤務成績が不良あるいは適格性を欠くというふうな場合については、それはやはり業務の効率性、的確性、適性というようなところからして採用というふうなものはしなくてもいいんじゃないかというふうな考え方が示されておりますので、その考え方に沿った形で運用していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） ご答弁も大変苦しい部分もあるかと思えます。人の評価、職員の評価、あるいは次には個人の経済にまで、年金をもらうまでの個人の経済まで触れるということで、ご答弁も苦しい部分があるかと思えますが、やはり評価する者、される者、これは非情というものがあるかと思えます。評価に当たっても、このお勤めいただいた職員の皆さんには40年前後を勤めて、それらの評価の積み重ねの結果が評価としてあらわれるので、その辺は評価する側は大変かと思えますが、自覚と自信を持って評価して、きちんとした体制をつくっていただきたいと要望しておきます。

この再任用制度については、平成21年3月定例議会において、今から5年前です、定年退職者の再雇用と公民館人事についてという質問で私のほうも質問をさせていただきました。当時の議事録を見ますと、5年前ですので再任用制度がまだ改定されない前だったものですから、当時の答弁では公民館長はフルタイムの勤務になる、フルタイムの人員定数は正職員と同じになるとか、そういったことでまだ採用は見られなかったわけですが、今年度、ある公民館の館長さんは今年度から再任用で公民館長さんを務めていただいております。私も見たくて監視しているわけではないんですが、隣の公民館なんで、日々の仕事が見たくなくても目に入るんで、これは非常にうまくいっている例としてご紹介をさせていただきます。

公民館長が再任用で、その前に定年退職で終わりだという、地域住民にそういう話が伝わったとき、地域住民は皆さんがっかりしたというか落胆をしました。その後、再任用制度で公民館長が継続できるという話を耳にしたら地域住民は大喝采の歓迎でありました。やはり、市長もそうだし部長さんもそうだし、個人のうちに帰れば家長であ

るおやじが、旦那が、主人が長となるわけですが、長がしっかりとその責務を果たせば周りの人はついてくるという、私の隣の公民館においては地域住民の公民館事業あるいはイベント、その館長が継続したことによって年々参加者、地域住民の参加がふえているということで、適材を適所に使う、これのあらわれかと思っております。

再任用制度による人材活用は人材というお宝の再発掘になるかもしれません。よくも悪くも運用次第だと思います。しっかりと評価をして、しっかりとした適材適所という配置を考えて、この制度をうまく、上手に使っていただきたいと願っています、この質問を終わります。

4、高齢者福祉施策について。

高齢になっても元気で生きがいを持ち、住みなれた地域で人と人とのつながりを深めることは大変重要であります。何らかの形で地域や近隣の人との接点を持つことで周りの人が高齢者の様子を把握することができ、高齢者の安心の確保にもつながると言われております。また、ひとり暮らし（昼間一人世帯）など高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者は引きこもりがちになり地域での孤立の心配もあります。本市においては高齢化社会の対応の一環として高齢者福祉施策である地域における生きがいサロンの設立を奨励、実施していることから伺うものであります。

生きがいサロンの設立、運営状況についてを伺います。

生きがいサロンの現状における課題についてを伺います。

生きがいサロンの推進及び拡充の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） それでは、4の高齢者福祉施策につきましてお答えを申し上げます。

初めに、の生きがいサロンの設立、運営状況についてでございますけれども、生きがいサロンは地域の高齢者を対象に、同じ地域に住む顔なじみの方々が自主的に運営する寄り合い所のことでございまして、主に自治公民館などを利用して開催されております。おおむね65歳以上の高齢者の方が対象でございまして、参加人員は1回当たり15人以上、実施回数は月に2回以上、実施時間は1回当たり3時間以上を運営の要件としているところでございます。

今年度新たに4団体が設立され、現在は49の団体が活動をしてござっております。活動内容といたしましては、体操やレクリエーション、講師を呼んで健康に関する話を聞くなどの介護予防、育成会との交流などの世代間交流、季節や地域の行事を復活させる地域文化の伝承などございまして、平均すると1回当たり25人ほどの方が参加している状況でございます。

次に、の生きがいサロンの現状における課題についてお答えを申し上げます。

自治会が運営主体となっている団体が多いことからかと思いますが、自治会の規模が小さいところは1つの自治会だけでは設立、運営が難しいことから生きがいサロンを設立したくてもできない現状にあります。また、設立しても新しい参加者がふえず、運営自体が難しくなっている例もございまして。

最後に、の推進及び拡充の考えについてでございますが、サロンの数をさらにふやしていくため、規模の小さい自治会には隣接する地域との合同開催を提案したり、地区社会福祉協議会や老人クラブなどにも働きかけたりするとともに、設立後の運営を継続させるためには積極的に新しい参

加者をふやしていく工夫も必要と考えております。今後とも新たな組織の立ち上げを支援して、この活動を市全域に広げていくとともに、生きがいサロンが地域における見守りの担い手として新たな取り組みができないかについても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 現在、49団体が運営を行っているということですが、地区別、西那須野地区、塩原地区、黒磯地区における運営状況をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 49の団体の黒磯、西那須野、塩原の地区別の運営状況ということでございます。

まず、最初に黒磯地区でございますけれども、現在32の生きがいサロンがございます。それから西那須野地区が15カ所でございます。最後に塩原地区が2カ所。合わせて現在49の生きがいサロンがある状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 先ほど答弁にもありましたが、地域における見守り体制というようなことも含めまして生きがいサロンの設立というか設置というものを進めていくということですが、市全体としては目的あるいは理想としては何団体ぐらいが理想になるかはつかめていないのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 全部で幾つの団体が目標なのか、理想というようなことでご質問いただきました。

先ほどの答弁の中でも少し申し上げましたけれども、人数の少ない自治会、自治会が主体としてでございますけれども、などはなかなか単独では難しいところから複数の自治会でなんてお願いもしているところではございますけれども、じゃ、どこどこが組み合わさればいいのかということまで私どもで考えている現状ではございません。自治会の数が215だったと思いますけれども、それからいえば、そういうところは考えておりませんが、なるべくそれに近い数字ということにはなるかと思いますが、数字で幾つというのはなかなか申し上げられませんけれども、市内全域に設立を進めたいというようなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 大変難しい質問となりましたが、やはり先ほども申しましたように、これからの地域の見守りという体制づくりにつながっていく事業でございますので、それと話はそれますが自主防災組織等においても行政区割りによって設立できていない、できない地域もあると思います。福祉部だけにとどまる問題ではありませんが、そういったことも含めて、この生きがいサロンは隣の自治会と合同で連携して立ち上げるとかそういったことが自主防災組織の立ち上げにもつながる、そういったことも考えられますので、大変かとは思いますができていない地域についてはご協力、お力をかけて積極的にやっていただきたいと思えます。

それで、答弁にありました地域の見守り体制、高齢者のひとり暮らし、あるいは一人世帯、そういった体制を構築していくのに検討していきたいという答弁がありました。この生きがいサロンを拡充、拡大して見守り隊の体制の構築とかそう

いったものにはつながらないでしょうか。お考えをお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） きのう鈴木議員にご質問いただいてちょっとお答えしたところと若干重なるかと思えますけれども、現在、第6期の高齢者の福祉計画というのを計画中でございます。その中では地域の見守り支え合い事業というのを重点事業というふうに位置づけてございまして、自治会あるいはボランティア、NPO、社会福祉協議会など重層的な組織がそれぞれ重なり合うように見守りをする必要があるのではないかと、そういうような整備を進めたいというようなことを申し上げたところでございますけれども、今、議員からご指摘をいただきました生きがいサロンもそのような見守りを進めていく大変重要な担い手の一つになってくるのではないかとこのように思っているところでございます。

具体的に地域見守り隊というような今ご提案をいただいたのかなというふうな気もいたしますけれども、そこまでの考えはまだ持っておりませんが、見守り隊の一手手前の状況がもしもありませんけれども、例えばしばらく参加していたけれども最近何かちょっと見かけない人のところへ反対にサロンのほうから出かけて行ってちょっと様子を見て茶飲み話でもしてくるとか、そのような事業も考えたいというふうに思っているところでございまして、そのような活動の中で、議員ご提案の見守りの担い手として役割を果たせるようなことを考えていければと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 生きがいサロンの現在

の課題という質問をさせていただきましたが、やはり生きがいサロンを運営している内部としての課題は、今答弁にありました、今まで、去年まで生きがいサロンに参加して出てこられた人が、高齢によって足腰が弱ったということで出てこられなくなった方々がこの10年続いている生きがいサロンの中には大勢います。そういった方にお話して、歩いて行けないいんじや車で乗せてあげますよと言っても、やはり弱った姿を見せたくないというような内部的な気持ちの問題もあるようです。ですから、そういった方を出向いていってお茶飲みでも何でもいいから対応してやるというような体制も含めて考えていただければと思います。

以上で、生きがいサロン等についての質問を終わりますが、総括とさせていただきます。

阿久津市政もいよいよ最終年、1期目の仕上げの年となってまいりました。市政初年度の種まきは明治開拓期の農作業をほうふつするような大変な年であったように記憶しております。開拓期の作物づくりはまいた種も一夜にして那須おろしの強風により畑の土ごと吹き飛ばされたと言語継がれております。当時、農民の知恵として畑を守り、まいた種を守り育てるために、風よけとなるべく住居や農地の周りに防風林を構築したと言われております。市政1年目の少ない防風林対策の中で芽は2年目にして着実に芽吹き、本年度3年目には将来を見据えたほかには類を見ない花々の開花を次々に見ることができました。数少ない防風林の畑の中で貴重な水をやり続けてきてよかったと実感しております。4年目は開花した花々の結実のときであり、収穫のときでもあります。多くの品目の収穫が期待されます。定住促進政策や子ども・子育て支援政策、そして世界に夢を乗せた教育政策など、いろいろな種類の作物の収穫が期待されます。収穫には一人でも多くの人々と楽し

めたらと思っております。現代の農業には収穫した作物の製品化までが求められております。阿久津市長には収穫だけにとどまらず2期目の時間で作物の製品化、未来への投資の結実までのご努力を期待したいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、13番、磯飛清議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時02分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本はるひ議員

議長（中村芳隆議員） 次に、20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

1、那須塩原市誕生10周年記念事業について。

本市は来年1月1日に誕生10年を迎えます。平成27年1月1日から28年3月31日の間に、那須塩原市に生まれてよかった、住んでよかったと実感でき、次世代のために夢のある那須塩原市にするために、さまざまな記念事業や冠事業、特別事業を行うとのこととです。

10周年で行われる記念事業の内容を伺います。

既に決まった市の歌やシンボルマーク等を含めて、この記念事業に係る予算について伺います。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 山本はるひ議員の質問にお答えいたします。

10周年記念事業についてでございます。

まず、の10周年に行われる記念事業についてですが、来年1月から平成28年3月末までの期間において取り組む事業の構成といたしまして、10周年を記念した特別事業、例年実施している事業の内容の充実を図る冠事業、そして事業の趣旨に賛同していただいた各種団体が主体となる市民協働事業などを柱に各種事業を実施してまいります。

特別事業の主なものといたしましては、来年10月下旬に開催を予定しております記念式典を初め、本式典に先駆け来年3月下旬に講演会と本市ゆかりの人物をパネリストに招きましてまちづくりをテーマにシンポジウムを開催するとともに、市内の各商工会と連携し、加盟店や宿泊施設で利用できるプレミアムつき地域商品券の発行などを行ってまいります。

また、巻狩まつり、男女共同参画フォーラムなどの既存事業につきましても、内容の充実を図り実施していくこととあわせて、市民活動団体の皆様が企画、提案し実践する公益性の高いまちづくり活動に対し活動費の一部を支援する市民提案型協働のまちづくり支援事業についても助成内容の充実を図ってまいります。

これらの記念事業として市民一人一人が市内各地域の特性について理解を深め、那須塩原市に生まれてよかった、住んでよかったと実感でき、次世代のために夢のある那須塩原市となるよう、市民の皆様と心を一つにできる記念事業の実施に努めていきたいと考えております。

次に、の市の歌やシンボルマーク等を含め、

この記念事業に係る予算についてですが、特別事業や既存事業の充実など32の記念事業を実施するに当たり、総額で2億5,000万円の事業費を見込んでおられるところであります。今後、予算要求において事業内容、金額等につきましては再度精査をして考えていきたいと思っております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） それでは、内容について伺います。

最初に、来年10月下旬に行われるという記念事業につきまして、どのような内容で行うのか、それから場所について伺いたいと思います。

そして、先ほどおっしゃいました記念のシンポジウム、まちづくりのシンポジウム、もうすぐ迫っておりますので、当初予算にも出ておりますので、これの内容について伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 記念式典の内容につきましては、現在企画部内で検討するプロジェクト的な組織を立ち上げまして、内容の検討を行っているところでございます。リンツとの姉妹都市の提携ができれば、式典の中で調印式等を行っていききたいというふうには考えてございます。

また、シンポジウムですけれども、3月28日です、予定をしております、まず基調講演ということで、その後、パネルディスカッションというようなことで考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） 記念式典につきましては、先日、大田原の60周年と合併10年があったんですけれども、那須野が原ハーモニーホールで行われました。あそこは那須塩原市も使っている

というか予算をつけているところでございますので、私としてはぜひあそこでやっていただきたいとこれは希望をいたしておきます。

それから、シンポジウムにつきましては、3月28日ということで、もう多分中身は決まっていなくてできないと思うんですが、差し支えなければ講師の先生などお伺いできればと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 基調講演をいただく先生につきましては寺島実郎氏を予定しております。また、シンポジウムにつきましては市外の方、コーディネーターを含めて3名、あと市内の市民の方3名ということで予定をしているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） それについては了解いたしました。

次に、32の事業のうちで昨日出ておりましたプレミアム付きの地域商品券につきましては、中身については昨日説明があったんですが、予算がどのくらいなのか伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） プレミアムつき商品券の予算についてお答えいたします。

今予定しておりますのは、きのう市長が20%のプレミアム率というお答えをしておりますので、まずは1万円の券を3万枚、そこに20%のプレミアム率がつきますので、3億6,000万ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 市長。

市長（阿久津憲二） 昨日答弁した内容とちょっと、勘違いしていると思うんですけれども、総額

で3億円、券が。それで20%のプレミアム、これが市の負担、こういう形で三二が6,000万を予定しております。これは間違いありません。はい。
議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） わかりました。これは来年度のことでございますので、楽しみにしております。

次に、32の事業の中に、ことしの当初予算にございました旧TEPCOランドの改修オープンについてでございますが、観光情報の発信の拠点としてというようなこと、新エネルギーのというようなご説明があったんですが、ここがどのような形になるのか、具体的な形、運営方法などについて伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） TEPCOランドにつきましては現在設計を進めている段階でございます。観光の発信ができるような施設をメインとして考えているところでございます。また、あわせて今回の12月の補正予算のほうに計上させて工事費いただいておりますけれども、からくり時計がございますけれども、からくり時計を撤去したいということで、その後にEVスタンドをつけまして、ひとつ再生可能エネルギーというところでの取り組みのあらわれとしてつくっていききたいというふうに考えてございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 次に、10周年記念ということで冠をつけた事業、多分数えると十幾つあると思うんですが、それぞれに多分内容を充実するというのではあったんですが、一つ一つを充実させるということではなくて、9月の議会で藤村議員が質問しているように、お祭りをどこかで一つ大きくやったらどうかという提

案をされたと思うんですが、そこら辺のところを一つにするというようなことを考えてはいないんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） お祭りに関して9月の議会で藤村議員から、たしか巻狩まつりを何か那須塩原駅前で行ったらどうかというようなご提案だった、それはそのときに産業観光部長のほうではなかなか難しいという答弁はさせていただいているんだと思いますけれども、祭りにつきまして、市民が入っていただいた推進協議会、10周年のですね、推進協議会の中では、それぞれの地域を尊重したお祭りの充実というようなご意見も頂戴していますので、10周年記念事業の中ではそのような形で幾つかお祭りを掲げさせていただいているということでございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 次に、市民協働事業ということについて伺いたいですけれども、市民提案型協働のまちづくりの支援事業、3年目に来年入るんですが、これに当たって内容の充実をしてというようなことがございましたが、これに適する内容というものについて少し具体的に伺いたいです。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 市民提案型協働のまちづくり支援事業ということで、先般、広報のほうにも企画、提案の募集のお知らせを載せたところでございます。募集の事業としましては、10周年記念事業ということに対しましては、市民が参加して市や地域全体を盛り上げることができる事業、また市や地域の魅力、ブランドを内外に発信できる事業、市や地域の歴史、風習、伝統文化などを

次代に伝え残すことができる事業ということで掲げてございます。

これらにつきましては、市民の入っていただいた審査会の中で、プレゼンをやっていただいた審査会の中で、どういう事業を認定するかという話にはなってくるかと思えますけれども、余りきつく限定しちゃいますとなかなか募集も生まれないうらうというふうに思いますので、この3つ、先ほど申し上げました3つの点を重点として見ていきたいというふうには考えています。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） この提案型協働のまちづくり事業、2年目になりまして結構市民に周知が行き渡って、ことしは期待をしている方が多いようなんですが、これは総予算はどのくらいになっているのか教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 来年度の実施計画での事業計上費として1,200万円計上してございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 先ほど32の事業で2億5,000万円だというふうにお話でしたが、それが出ているということは一つ一つの事業について、これが幾らあれが幾らと決まっているんだと思うんですね。ですけれども、これからのまだ27年度に行われるものもあって精査をしていくんだと思うんですが、この金額がもっとふえるというような精査なのか、あるいは減らしていくという精査なのかについて伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 精査していく中でふえるか減るかというところではございますけれども、予算の中で恐らく減るかふえるかというのは精査す

る中で決定されていくんだというふうに認識しておりますけれども、先ほど申し上げましたプレミアム商品券につきましては実施計画では3,200万だったと思います。先ほど市長が申し上げましたとおり今度6,000万ということで考えていきたいということがございますので、その段階ではもうふえているという状況にはあります。そんなところで、これから予算の中で精査をされるというふうには思っております。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） もう一つ、期日が迫っているものについてお尋ねしたいんですが、消費者のつどいというものがあるって、そこでことしも講師を呼んでイベントを行う、多分2月ごろ行われると思うんですが、それについて余りいつも大勢の方が来るということではないと思うんですが、ことしはどんな形で行うのか教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔） 一応冠事業として実施しようとしている来年3月14日を予定している消費者のつどいではありますが、こちらにつきましては高名な方の講師先生をお呼びいたしまして、タイトル的には今消費者トラブルの中でも事案として非常に多い「だまされやすい人の心理」とこういったテーマを掲げながら多くの市民の方に来ていただいて講演会を実施したいと、こういう内容です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 「だまされやすい人の心理」、とても興味があるんですが、もし先生が決まっているんでしたら教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔） このままの予定でい

きますと、精神科医の名越康文さんという方をお願いをしようと考えておるところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） 合併10周年を迎えるという記念事業の中で、例年行っている事業につきましてはそれぞれに予算を上乗せするのではなく、私はこの10周年ということであるから、少し3市町で行われていたものを一つにしてやってみるというのも一つの試み、そういうこともやってみていいんじゃないかというふうに思います。10年たってもそれぞれの市や町の思い入れが強く、そして同じようなイベントや行事をそれぞれが譲り合うということができなくてというのが今の現状だと思います。そういう中で、いつまでたってもそういうふうに行っていると合併前と変わらないということになります。せっかくの10周年と冠がつくときだからこそ、それを一つにしたいというふうに望みたいと思います。

それから、毎年同じような予算で行っている幾つかの講演会があります。先ほどざっと、結構あるんですけども、そういうものを縦割りを外していただきたいと思うんですね。先ほど、今、消費者のつどいで精神的な、心理の先生をお呼びになるというようなことであると、それは教育にも関係いたしますし、保健にも関係してくるわけですね。なかなか今は縦に割ったときにこれだけに特化した講師というのはいないと思うんです。そういう意味で私はこの10周年をまとめて、縦割りをやめて大きな大きな講演会を開いていただきたいというふうに思うんです。一体感とか、あるいは心を一つにできるということは、同じときに同じ場所で同じ空気を吸う、同じ話を聞く、つまり少し譲り合って、自分のところではないけれどもみんなで一緒に那須塩原市なんだよということで、

お祭りにしても行事にしてもそういうことをやっていく。そして、その2億5,000万を、いろいろ使い道はあるんでしょうけれども、講演会についてはあっちで50万、こっちで100万と使わないで、たくさんのお金を使って、え、と思うような素晴らしい講演会を開いていただきたいと思います。

それで、行事やイベントがふえるばかりでは市の職員は休日のたびにイベントに駆り出されることになります。秋は大変忙しいのが現状で、来年度は選挙もあるし、秋にはただでさえ周年の記念行事があつて、国勢調査もあるんだと思うんですね。そうすると、ますます忙しくなります。忙しいと不満や不平が出てきます。余裕が必要です。この動きの早い今、ゆとりがなければ、余裕がなければ、特に大人はいい仕事ができないです。ぜひ合併してよかったという実感が持てるような記念事業を行ってほしいと願って、次の質問に移ります。

2、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画について。

黒磯駅前地区の整備については、平成26年度より黒磯駅周辺地区都市再生整備計画に基づき事業を実施することになっています。しかし、その具体的な内容はまだ示されていません。そこで、今後この計画を進めていくための基本的な考え方についてと、イメージだけで具体的な事業内容となっていない駅前図書館やまちなか交流センターについて伺います。

黒磯駅前及び周辺地域活性化懇談会の最終報告がありました。市はこの報告書をどのように捉えているのかお伺いします。また、この報告内容を整備計画にどのように反映させていくのかについても伺います。

駅前活性化プロジェクトとして、えきっぶくろいそが立ち上がっています。この組織設立の経緯と目的、活動内容、構成メンバーについて、ま

たこの組織と市との関係はどのようになっているのかについて伺います。

えきっぷくろいそのワークショップで出てきた意見や結果を整備計画にどのように反映していくつもりかを伺います。

えきっぷくろいそは12月5日からまちづくり市民投票 in 那須塩原市を実施することです。この投票の目的、投票方法、投票項目の内容、投票できる人の範囲についてと、投票結果の公表はどのようにするのか、また結果を整備計画にどのように反映させるのか伺います。

駅前図書館、まちなか交流センターの活用と運営について地域で検討していると聞いています。どのような手法で決めていくのか、これまでの検討内容と今後の進め方を伺います。

街なみ環境整備事業について、予定事業の内容、事業予定箇所、整備方針を伺います。

県道黒磯駅前通りの整備について、都市計画道路との整合性をどのように考えているのか、さらに整備計画内の都市計画道路の現状と今後の整備計画の考え方について伺います。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 2、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画について、私のほうからは から までのご質問に順次お答えいたします。

初めに、黒磯駅前及び周辺地域活性化懇談会の最終報告書を市はどのように捉えているのか、また、この報告内容を整備計画にどのように反映させていくのかについてお答えいたします。

この最終報告書につきましては、志絆の会、眞壁俊郎議員の代表質問にお答えしましたとおり、駅前地区とその周辺地域の活性化について課題や方向性をさまざまな見地から検討し、お示しいた

だいたいのものと考えておりますので、えきっぷくろいそなどの関係者の皆様の意見とあわせて、可能な限り整備計画に反映させていきたいと考えております。

次に、えきっぷくろいそ設立の経緯と目的、活動内容、構成メンバーについて、また、この組織と市の関係についてお答え申し上げます。

えきっぷくろいそ設立の経緯と目的、活動内容、構成メンバーにつきましては、志絆の会、眞壁俊郎議員の代表質問にお答えしたとおりでございますが、黒磯駅周辺地区都市再生整備計画の実施に当たっての意見集約、地区の活性化方策の検討を主な目的といたしまして活動しておりまして、さらに継続してこの地区の活性化について主体的な役割を担っていただくことを期待する組織でございます。また、この組織と市の関係についてでございますが、えきっぷくろいその活発な活動が黒磯駅周辺地区の活性化にもつながるものと考えており、相互に連携して取り組む協働のパートナーであると認識しております。

次に、 、 につきましては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。

えきっぷくろいそではこれまでの検討結果を投票項目といたしまして、まちづくり市民投票を実施いたします。投票の方法はインターネットサイトでの投票と投票用紙に記入する方法の2種類を予定しております。投票につきましては駅前図書館、交流センター、まちなか環境、空き家の活用の4つのテーマに分類いたしまして、新設する施設の機能や活用法、地域資源の利活用などについて、項目ごとに賛成、反対、あるいはこれらに関する意見を記載していただくということで考えております。投票資格は本市のまちづくりに関心のある人としておりまして、市民以外でも投票ができ、年齢の制限もございません。投票結果につき

ましては、本投票に係る公式サイトや市の広報誌によりまして公表をさせていただき予定でございます。

えきっぷくろいそはこの投票結果を踏まえまして黒磯駅前地区活性化の案をまとめる予定でございます。市の整備計画においても実施に係る費用や期間、優先順位等を精査し、引き続き関係者と協議を続けながら事業に反映してまいりたいと考えております。

次に、駅前図書館、まちなか交流センターの活用や運営についてでございますが、これらについては現在検討中でございます。まちなか活性化の拠点となる施設でありますので、えきっぷくろいその取りまとめ案を踏まえつつ、施設の機能や活用方法、整備後の運営形態等を慎重に、そして幅広く協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 建設部長。

建設部長（若目田好一） 私からは と についてお答えいたします。

初めに、の街なみ環境整備事業についてでございますが、街なみ環境整備事業は住環境の整備改善を必要とする区域において、地方自治体と街づくり協定を結んだ住民が協力して美しい景観の形成や良好な居住環境の整備を行うことに対して国が支援する事業でございます。

黒磯駅周辺地区における事業の主なものは地元住民などによる住宅、店舗等の修景整備、老朽化したアーケードの撤去や街路灯の整備などに対する助成を行うものでございます。また、今年度は9月4日に設立された黒磯本通り周辺街なみ協議会に対する活動助成の中で、良好な街なみ形成方策検討のための景観に関する勉強会、先進地視察、コンサルタント派遣などを予定しております。

事業予定箇所についてでございますが、本事業では本町及び宮町地内の約19.2haを街なみ環境整備促進区域としておりまして、駅前の黒磯本通りの沿道及び本通りに接続する道路の沿道での事業を予定しております。具体的な事業箇所は整備促進区域内の土地の所有者等の合意によって締結される街づくり協定の中で正式に決定していくこととなります。

整備方針につきましても、地元住民などによる協議会の中で平成27年度中の策定を予定しております。

次に、の通称黒磯駅前通りと呼ばれております県道黒磯停車場線の整備における都市計画道路との整合性についてお答えいたします。

県道黒磯停車場線は黒磯駅前広場から旧国道4号である県道西那須野那須線までの延長が約270m、道路幅員が約16mの道路でございます。また、都市計画道路3・3・5号黒磯本通りは黒磯駅前広場から県道黒磯停車場線を經由しまして都市計画道路3・3・2号黒磯那須北線までの延長約1,810mが計画幅員25mの道路として昭和48年3月に都市計画決定されております。

ご質問の黒磯駅前通りの約270mの区間につきましては、平成4年度から平成12年度までの9年間にわたり都市計画決定された計画幅員25mで拡幅整備することについて地元関係者と協議が行われましたが、店舗の敷地が狭くなってしまうなどの理由から了解が得られずに、事業中止の状態となっております。

その後、平成21年12月に地元から黒磯駅前活性化の要望書が提出されまして、地元関係者との協議を再開いたしました。これまで地元関係者と密に協議を重ねまして、既存の町並みを生かしたまちづくりと一体的に整備ができるよう都市計画道路の計画幅員を現道幅員に見直すとともに、電線

類地中化や歩道の高質化等の整備について、本年6月に地元組織の代表者と市が県に対して要望を行ったところでございます。現在、市のまちづくりと連携した道路整備が図られるよう県と協議を進めているところでございます。

次に、都市再生整備計画内の都市計画道路の現状と今後の道路整備の考え方についてお答えいたします。

都市再生整備計画内の都市計画道路は3・3・5号黒磯本通りを含めて全部で7路線ございまして、整備済みは3・6・1号旭通りの1路線のみでございます。3・4・5号東豊通りと3・6・2号豊来通りの2路線が一部整備済みで、その他4路線が未整備となっております。

今後の整備計画につきましては、県道黒磯停車場線の都市計画道路3・3・5号黒磯本通りが県において整備される予定となっておりますが、その他の路線につきましては当面整備が難しいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 計画が大変多岐にわたっておりますので、順番にちょっとわかりにくかったところを質問をしていきたいと思っております。

最初に、この事業はいよいよ27年度から本格的に動き出して30年度にできていくというような計画だと思っておりますけれども、昨日の質問の中でもありましたが、懇談会の最終報告にあっては市民参加の中で協働の事業だというふうに変に強調されてお話をされていたと思っております。協働という視点で市民や市民グループに期待していることは何なのかということについて最初にお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 協働に期待するものは何かというご質問でございますが、協働そのものは、まずは目的を共有すること、そして情報を共有すること。そういう中で、要は事業を動かしていくというまちづくりの一つの手法だというふうに考えております。

そんな中で、今回つくる駅の再生プロジェクトというものに関しては、1回つくと50年もたせていくという品物でございますので、計画の段階からまず市民の方に多くかかわっていただきたい。そして、つくる段階においてもいろいろとかかわっていただきたい。そして最終的には、できた後もかかわっていただきたい。そういう中で本当に市民が望む、本当に使いやすい、そして、ほかから来た人にも喜ばれる、そんな施設にしていきたいという考え方から協働ということ念頭に置いて物事を進めてきたという経過がございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） の懇談会の最終報告書についてなんです、何度も読ませていただきまして、ここの中での最終のコンセプトは、旅人が温泉、アート、食と出会うゲートシティだというふうにならうというふうなイメージで那須塩原、板室までを通じてのコンセプトなんだと思っておりますけれども、今度は小さいところで、今、プロジェクトがやっている街なか再生支援事業などに、それをその中に入れたときにこのコンセプトをどのように生かしていくのかということがなかなか見えてこない。そして、それをこれから考えるんだというふうに書いてあるんですが、市としてはその辺のところをどういうふう考えているのかも一度お聞かせいただきたいと思っております。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 最終報告書の内容については、やはり大きな意味での、周辺地域も含めて、黒磯駅前と周辺地域も含めての大きな意味での戦略的なまちづくりコンセプト、今後どうやってまちづくりをしていくか、基本的な考え方はどうなのかというようなところのご提示をいただいたというふうに認識しておりますので、それを受けながら、今度は黒磯駅周辺地区というところに特化して、こちらについては街なか再生事業の中でより具体的な内容についての議論をいただいているというようなところでの使い分けだというふうに認識しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） この活性化のプロジェクトとしてのえきつづくろいそというこの組織なんですけれども、今、これが7月に立ち上がって2月には報告を出すということで、大変短い時間をリバースプロジェクトということと一緒に、市も一緒になって、三角形、トライアングルのような形でやっているんだというふうに認識しておりますが、いよいよあさってからですね、市民投票が始まるわけです。これについて、この投票の中の意見をくみ上げて参考にしてつくっていくんだということを何度も強調されていたんですけども、この投票結果を反映していきたい、でも賛成と反対を問う項目を見ると、もうそれぞれ4項目が一つの方向が見えていて、その方向性についてどうなのというふうに聞いているように思うんですね。こういう方向性が出ている、24項目今出ているんですが、それについて商工観光課もこれに同調しているのだと、つまりこうやって書いてある、問うていることについて同調しているのだというふうに理解してよろしいですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） あくまでも投票項目についてはまちづくり団体でございますえきつづくろいの議論の中で考えられたことだということでございますので、商工観光課という市としてはどう捉えるかという話は、最終的に市民投票というものを踏まえてえきつづくろいから最終的な報告書、提案書というものが出てきますので、それを見た中でいろいろと市としての考え方を要は整理していくと、そのときに市は十分に尊重させていただいて、参考にしながらいろいろと計画に反映していくというような考え方になるというふうに思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、この投票によって結果が19日に終わって出てくるわけですよ。これをホームページなどで皆さんに公表するということになっているんですけども、市民のニーズをこの投票で吸い上げられるとお思いですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 市民ニーズをどれだけ吸い上げられるかというお話でございますが、我々としましてもいろんなやり方で市民の皆さんのご意見というものを要は吸い上げるという形で今までもやってきております。1つ、2つ例を挙げますと、委員会方式というものもございませし、あとはパブリックコメントなんて方式なんかもございませし。そういう中で、今回の市民投票というのは一つの試みとしてやるというようなことでございますので、我々としては今までになく多くの方の市民の意見を吸い上げられるんじゃないかというふうに思っていますし、また、吸い上げられ

るようにさまざまなPRを今までできてきているというようにございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） たまたま今、国の選挙と一緒に重なってしまって、投票が重なっているんですけども、この市民投票につきましては年齢は関係ないよと、ここに住んでいなくてもいいんだよというのと、こういう投票項目をホームページに出して、そこで投票してもいいし、あとは紙のベースでやってもいいというふうになっていると思うんですね。市民の皆さんはこの間の広報なすしおばらに大変大きくは出ておりましたが、出ておりましたがなかなかわかりにくいものだと思うんですね。それで、市としてはこの投票でどのくらいの方が投票していただけるというふうに考えているのかどうか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 正直、どのくらいの方が投票してくれるかという部分に関してはクエスチョンマークのところがございます。ただ、目標としましては1万人くらいの方が何らかの形で意見を寄せていただく、そこらを目指して頑張っていこうねということで、えきっぷのほうでは、中でそんな目標値ができていていることを伺っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） この市民投票、初めての試みで、多分日本の中でもそんなにたくさんはないと思うので、これが本当に1万人の方が投票してくれたら大きな記事になったり参考にしなければならぬというようなことだと思うんですけども、これはネットの環境のある方はネット

からできるんですが、そうでない方、あるいは観光客などは紙でしなければいけないんですが、この紙の投票はどこでできるんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 紙による投票の投票場所についてでございますが、今現在予定しているところはカワツタ家と、あとは中央郵便局、そしてあとは中央自動車教習所、そんなところをえきっぷの皆さんは予定しているということで、PRチラシだとかあるいは広報紙にそこで投票できますよというようなご案内をしたということでございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 先月、このリバースプロジェクトの方々がこの投票の宣伝に市内の高校を訪れて駅前で演説をなさったんですが、せっかく高校生に対してこの宣伝をしたのに高校では投票をすることができないんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 投票用紙による投票所につきましては、随時ふやしていくんだというような考え方があるようでございます。そんな中で今、一つのご提案をいただいたと思っていますので、そちらにつきましては改めて、きょうの中でも、えきっぷのほうにお伝えしてみたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） ちょっとわかりにくい市民投票ではあるんですけども、大変珍しいやり方なのでちょっと注目をしています。このように年齢制限もない住居要件もないというような投票ということで、投票する中身には非常に私は

問題はありといういろいろあるとは思うんですけれども、でもせっかくされるのであれば、やはり若い方々がこれから那須塩原市をつくっていく、70代、80代の方が一生懸命投票しても、でき上がったところにそこを利用できるとも限りませんので、ぜひ高校など、あるいは若い方々がたくさんいらっしゃる場所に投票ができるような仕組みをつくっていただきたい。那須塩原市は今、子どもに大変特化しているいろいろな制度をやっていますよね。そういう意味では、この非常に若々しいというか新しい試みをやっぱり成功させてほしいと思うので、ぜひ投票場所につきましてはネット以外の紙ベースでのできる場所をたくさんふやしていただきたいと思います。

次に、駅前図書館とまちなか交流センターについてお聞きするんですけれども、図書館につきましては、市の図書館との関係はどのようにするのか、生涯学習課はかかっているのかについてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回、都市再生整備計画の中で位置づけになっているこの図書館についてなんですが、基本的にはまちづくりという視点で今計画が進められているということで、直接的に生涯学習課としてその内容について今現在かかっているということとはございませんが、今回の懇談会等からのご意見であるとか、今後具体的に整備をする段階においては、図書館法の規定等もございしますので、そういった中でかかっていくというふうなスタンスで考えております。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 図書館というところに教育部がかかわらないということは非常に不思議なので、かかわっていただきたいと思うんです

けれども、これからつくろうとしている図書館のイメージをどのように持っているのか。今、市のおっしゃったんですが、じゃ、これは公立の図書館と考えているのか、あるいはもっと広く公共の図書館と考えているのかについてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回、整備の主体については那須塩原市が行う事業ということでございますので、あくまで市で設置する図書館というような認識を持っております。もちろん、先ほどのご質問でかかっていないというお答えをしておりますが、それはあくまで現在この活性化という一つのスタンスの中での検討の段階ですので、もちろん整備をするに当たっては所管する教育委員会としても内容については十分かかかっていくという考え方でおります。

それと、前にもご質問がありましたが、この黒磯地区につきましては現に1つ黒磯図書館がございしますので、そちらとのすみ分け等もやはり検討しなければならないというふうには考えております。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 市が行う事業というのは、ともするとあつという間に決まってしまう、え、というような思いが多いのが私の感覚としてあります。事業スケジュールを見ますと、駅前図書館は今はまだ何もありませんが、27年度に設計業務に入って、29年度には建築が始まるというふうになっておりますので、今関係ないと言っただけで何もしていないでいたら、そのうちに形が決まってしまう、形が決まってしまうと中身を考えてというのはちょっと不思議な気がいたしますので、私はもっと積極的にかかわっていただきたい

というふうに思っています。

それで、戻るんですが、この最終報告書の中にたくさん全国の事例が出ているんですね、大変いい事例。この中に信州の小布施町の事例が出ていて、素晴らしいというふうに言っているんですが、実はこの小布施町はここになぜか、まちとしょテラソという非常にユニークな図書館を持っているのです。それがなぜかわからないんですが一言も触れていないんですね。なぜなのでしょう。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） なかなか私もお答えできないところなんです、私どもとしましては、ここでいるんな参考事例というものを懇談会の中で挙げていただきましたが、これはあくまでもよそ様がやっている参考事例ということなものですから、それはそれとして一つの事例集としては参考にさせていただきますが、だからといってここに書いてあることを我々がそっくりやるということでもございませんので、そこら辺については、そこらを踏まえてお答えについてはご容赦いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） ちょっと意地悪な質問だったと思うんですが、ただ、この街なかの活性化については、この図書館というのは目玉だったと思うんですね。たしかこの図書館という名前があるから補助金もふえたというような説明があったと思うんですね。ということであるならば、やはりこれは外に頼んだんですね、頼んでこの懇談会で考えるときに、やはり図書館とか、それとか交流センターについてもやはり少し、たくさん書いてあるんですけれども、せっかくあの事例を、多分お金がかかっていっぱいあったんだと思

うんですが、何もないというのが不思議だったのと、あと市の方もそういうところを見てやっぱりいただきたい。図書館、ユニークな図書館、今ここでちょっと言う時間がないんですけれども、10でも20でも出てきます。たくさんあります。そういうところを見ていただいて、公共の図書館とはどんなものなのか、公立でない公共の図書館という考え方もございますので、ぜひそのところはこの図書館については考えていただきたいと思います。

それから、交流センターのほうに移るんですが、交流センターは誰と誰がどういう交流をするのかというイメージがうまく湧かないところがございます。どういう交流を目指した施設なのかということが投票のこの項目を見てもちょっとわかりにくいんですね。そのところをもう一度説明いただきたいというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 交流センターでございますが、本計画を提出する際に考えております方針としましては、地元の方の地域活性化のための交流というのは当然でございますが、そのほかに観光客の誘客をしまして観光客との交流というのも考えておまして、2つの両面で考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 実は、那須塩原市には協働のまちづくり推進協議会というのがございまして、そこで交流ということを生懸命考えているんですね。それで、その協働のまちづくり推進協議会というのはえきっぷくろいそとは違うんですけれども、市民の皆さんが市と協働で行っている会なんだと思うんですが、そのところで今、

市民活動センターを設置するんだということで非常に活発に動いている、そういう組織があるんです。私はこの交流センターというのを見たときに、じゃ、そここのところに市民活動センターというような要素も一緒に入れば、わざわざ新しい施設をつくらなくてもいいのではないかというふうに考えたんですが、そういう視点は持っていらっしやらないんでしょうか。建設部長に答えていただくのもあれなんです、そうなんですか。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 市民との協働のセンターということでございますが、先ほど言いました当初計画においてはそういった視点での設置は考えてございません。というのも、面積的にこの施設につきましては予定で1,200㎡ということで、そんなに大きな施設ではないというようなことございまして、そういった中でこういった設備ができるかというのは今後検討をしなければならぬところではございますが、今の時点ではそういった考えであります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） 交流センターと一言で言うと何かわかるようでわからない、どなたが交流するのかなという感じなんです、このえきっぴくろいそが考えている交流は、FM黒磯を立ち上げて、そこでスタジオをつくってカルチャー教室やギャラリーをやって、ライブハウスや音楽室をつくって、そして木工作業ができて、マッサージが受けられる施設をつくって、郷土料理や地元食材を活用した食育や販売のできる、そういう施設にするんだということに対して投票してくれというふうに書いてあります。ということからすると、市民がかかわる交流もできるのかなという

ようなことを考えましたので、今後のことになっていくとは思いますが、非常に盛りだくさんなことをこの交流センターでやろうとしていて、観光客がここに入ってくるのは余りイメージとして浮かばないのですが、ぜひその交流センター、交流、何がどこでどう交流するのかということをしかりと考えた形にさせていただきたいというふうに思います。

次に、のほうの建設の関係のほうにいくんですけれども、街なみ環境整備事業について、大変丁寧に説明をいただきました。美しい景観の形成とか良好な住環境を整備する、それを国が支援するというのは大変いいことだと思うんですけれども、黒磯駅周辺地域を141.6㎡だというふうに規定していて、この事業の、街なみ環境整備事業の補助はその中の本町と宮町の19.2haとしたその理由、狭い、とても狭いところだけをきれいにするというその理由をお伺いしたいというふうに思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 街なみ環境整備事業の区域についてのご質問でございますが、この区域につきましては、黒磯本通り、駅前の黒磯本通りをメインとしまして、その本通りに接続する道路の沿線としております。その理由としましては、本事業につきましては昔ながらの街なみを残しながら連続して統一性のある修景整備を行うことを想定しておりまして、本事業で計画している区域内の黒磯本通りやその周辺には戦前の大谷石の建物や石塀などが多くございまして、それらをこの地区の資源として活用するために県道や市道などの整備と一体的に建築物などの修景整備が必要であるというふうな考え方からこのエリアでの設定をしております。また、本通りにつきましてはア

アーケードの撤去を予定しておりまして、そのアーケードを撤去しますと建物の壁の部分、この部分の補修が必要となりますので、本事業を活用していただいてそれらの修景整備ですね、連続して統一性のある修景整備ができるというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、この整備事業に入っている範囲に土地の所有者というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。あるいはその家、補修しなければならない人が住んでいる家というんですか、そういうものがどのくらいあるのか教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 正確な数字は集計しておりませんが、こちらにこの間の総会のときに参加していただいた方につきましては約34名だというふうに記憶しておりますが、そのくらいの数ございまして、今後ふえるのではないかと思いますけれども、それで、修景整備の事業としましては30軒というんですかね、30棟を予定しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 言葉の捉え方もしれないんですが、駅周辺を整備すると言ったときに30軒というのは少ないなというふうに感じるんですね。黒磯駅前から徒歩で歩ける範囲というふうに考えたときにもっと、本町と宮町だけではなくて隣接したところも徒歩圏内なので、そういうところが入っていないのはなぜかなというふうに感じます。まるで、今のお話だと、その30軒、も

う少しふえるということなんですが、何か駅のところ真ん中の通りだけがきれいになって、そここのところのアーケードを取ってというと、美しい景観といっても一歩裏に入っちゃったら美しくないというものが残っていくようなイメージなんですが、そのようにはならないんでしょうか。きれいに、本当にあの区域がきれいになるんですか、それで。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 理想的にはこのエリアの全部、また黒磯駅周辺の全部がそのようなきれいな町並みになるというのが確かに理想だとは思いますが、いろいろな事業費の問題とか、地元の方の3分の2以上の合意によって協定が結ばれるというような条件もございまして、そういった同意が得られるかどうかというのが、そういう問題もございまして、そういうふうな点においては、この駅前通りにつきましてはそういった考えを持っているというようなことが前提でこういった事業を導入しておりますので、とりあえず今回につきましてはそういった第1期の事業として計画しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 補助金を使った事業であったり、いろいろ規制はあるとは思いますが、けれども、せっかく黒磯駅前をきれいにして観光客を呼んで、そして定住促進につなげてというようなことを考えると、何かその補助を出すところをもっと広くしていただけたらいいなというふうに私は今でも思っています。なかなか難しいんですけども、そういうことも考えていかないと、表だけがきれいで一歩、ちょっと外れて歩いたらそこはそのままだったというのでは、何か駅前がそれで美しい景観と言えるのかなという

ふうに感想を持ちますので、ぜひ、どうかできないのかもしれないんですが、ぜひそれは今後の課題として残していただきたいというふうに思います。

黒磯駅前の整備についていろいろ質問をいたしました。特にこの投票のことなんですが、項目から察すると、えきっぷくろいそというグループがたくさん知恵を出してまとめた案に対して、市民の方、あるいはここに来る観光の方が賛成か反対かということを知りたいというような質問だというふうに思うんですね。ですが、そういう項目をつくっていただいて、皆さんがそれに興味を持っていただいて、あ、そんな図書館もあるんだ、そんな交流センターというのもあるんだということを考えていただいて、そしてそれを反映をする、あるいは参考にしてソフトの部分、特に中身の問題についてはいいものができていけば本当にいいんだらうなというふうに思っています。

それで、私は先ほど小布施町の話をしたんですが、まちとしょテラソという名前なんです。とてもおもしろい名前なんです。地域、小さいまちですし、那須塩原市がそれをまねをしるということではないんです。ですけれども、図書館につきましては、やはり私は子どものための本とか中学生、高校生のための本、そして新聞とか雑誌とか観光案内書などを置いて、特に高校生を含めた18歳以下の子どもたちがそこを居場所にできるというような、そういう場所にしてほしいと思うんですね。図書館の場所もそんなに広くないです。本当の市立図書館をあそこに1つつくることはできないと思います。お父さんやお母さんが子どもたちを連れてやってきて、お孫さんを連れてきたシニアの世代がいて、電車を待つ高校生がいて、そういう人たちが何だかつろげる、ほっとした空間にしてほしいというふうに思います。

駅前に交番とバス会社があるんですが、そういう建物もこの中に思い切って入ってもらって、駅と図書館がつながったらいいなというふうに思います。できるかどうかというのは難しいかもしれませんが、一度できてしまったらなかなかつくりかえられないんですね。ですから、図書館という名前は仕方がないのかもしれないんですが、ぜひ今ある市の図書館とは切り離していただいて、貸し出しはしない、そういう何か図書館というより本がある場所というようなことになっていただきたいというふうに私は希望いたします。このまちに住んでいる人や、それから特に若いお父さんやお母さんが子ども連れてやってきたいというような、そういう場所にしたら、そこを訪れた観光客が、何だか居心地がいいところだね、今度は孫を連れてこようかな、自然も豊かだし、子育てもできそうだし、住んでみようかなと口コミで広がっていくんだらうと思います。初めから市外の人を連れてこようというようなことを前面に出すのではなくて、今ここに住んでいる人たちがいいなと思うと、また行きたいなと思うと、外の人にそれが伝わっていく、そういうものだと思うんですね。

それで、運営をぜひ市が直営でやるのではなくて、例えば今一生懸命頑張っているえきっぷくろいのような、そういうグループに任せてみるというようなことをやっていったら本当の協働のまちづくりができていくんだと思うんですね。

車がないと暮らせないというまちです。いろいろな中に自転車というようにありましたけれども、駅前の270mですか、それだけきれいにしても自転車で走ることはできません、那須塩原。やっぱり道路の整備も限界がありますし、ぜひ駐車場の整備をしていただいて、そして公共交通、ゆ～バスの充実をしていただきたいというふうに思います。そういう車で、都会の方が考える

と自転車とか徒歩とか考えるんですが、やはり都会から来た私が思うのに、このまちで車を離したら生活はできません。ですから、この黒磯の駅前も人が来るところにするのであれば、JRの駅というのも一つ、もう一つは車ということを考えていただいて、自分の車と、そして公共のバスということを二本立てで考えていただきたいと思います。

市は今、子育て支援ということを非常に積極的に進めていると思うんですね。だからこそ、この駅前の図書館を子どもの居場所にしていただきたいというふうに思います。いいとこどりという言葉がこのえきっぷくろいそのワークショップでたくさん出てきていますが、私は他市の、ほかのまちのいいとこどりをするのではなくて、この那須塩原市にしかない、ここだからできるという、そういう図書館。名前は図書館とつけなくてもいいと思うんですね。つけないほうがいい。愛称をつけていただきたいと思うんですが、小さいけれども、余り大きな施設ではないけれども、何かきらっと光っていると、そういう空間をつくり上げていただきたいというふうに思います。

例として図書館を挙げたんですけれども、この駅前活性化事業はハードもソフトもさまざまな事業があります。これを今、主に商工観光課と都市整備課などで進めています。今の質問でもおわかりだったと思うんですが、図書館は生涯学習課、協働のまちづくりは市民協働推進課、そしてゆ～バスは生活課の部分にあるんです。昨日の会派代表質問によれば、那須塩原駅前の再整備も始まるということです。こういった大きなプロジェクトを縦割りの中でやるというのは少し無理があるように思います。ぜひ市の中にこういう駅前の活性化をするプロジェクトの専門の課あるいはチームをつくっていただきたいと思います。そういう中

で事業を進めていくべきだと強く感じます。那須塩原駅前の活性化はこの後、整備はこの後ですので、黒磯の駅前のところで経験を積んだ職員が今度は那須塩原の駅前の整備にかかわるというようなことがあれば、何でもコンサルに頼らなくても自分たちのまちづくり、そして市民のニーズもそこでわかって、本当の協働のまちづくりができてくるんだと思いますので、専門の部署を立ち上げていただきたいということ強く要望して、この項の質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時18分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、質問を続けますが、先ほどは誤解を招く発言をいたしましたので、その部分については訂正をいたします。大変失礼いたしました。

それでは、3、那須塩原市におけるスポーツ施設の整備について。

本市においては、生涯スポーツの振興や市民が日常生活の中でスポーツに親しめる環境づくりを進めるために那須塩原市スポーツ施設整備計画を策定していることから、以下の点についてお伺いいたします。

那須塩原市スポーツ施設整備計画における施設整備の進捗状況を伺います。

テニスコートの整備について、進捗状況と今後の実施計画を伺います。

馬場整備について、現在の進捗状況と平成27年度の整備計画を伺います。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、3的那須塩原市スポーツ施設整備計画についてお答えいたします。

初めに、の施設整備の進捗状況についてですが、計画では平成25年度から33年度までの9年間の中で、平成25年度から29年度を前期計画に位置づけております。この中では屋外スポーツ施設中心の整備を行います。平成30年度から33年度を後期計画に位置づけしまして、屋内スポーツ施設中心の整備を行うこととなっております。

これまでの進捗でございますが、青木サッカー場、くろいそ運動場テニスコート、にしなすの運動公園多目的運動広場の整備を進めております。今後につきましては、くろいそ運動場の野球場の整備を進めていく予定でおります。

次に、のテニスコート整備の進捗状況と今後の実施計画についてでございますが、平成25年度、26年度の2年間で12面をクレートコートから砂入り人工芝コートに改修工事を行いました。今後につきましても、国体の誘致など全国大会の開催を視野に整備を進めていきたいと考えております。

最後に、の馬場整備事業の現在の進捗状況と平成27年度の整備についてでございますが、現在は屋内馬場や厩舎等の改修工事を行っているところで、来年2月に完了する予定でおります。

また、平成27年度の整備につきましては、施設の区分を明確にするということで、木柵等の外構工事を行う予定でおります。さらに、今後も必要な施設等の整備を進めていく予定であります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 施設整備計画についての進捗状況については了解をいたしました。

のテニスコートについてなんですが、実は私この10月に行われたねんりんピックのソフトテニス大会におきまして、そこにかかわったことと当日コートでボランティアをしたことから、この質問を入れたものです。

最初、このくろいそ運動場のテニスコートにつきましては、12面を新しくしたということでしたが、当初の計画の中では、現在サッカー場になっているその敷地を8面の芝のコートにするんだと、そこに夜間照明施設をつけて、そしてコートハウスを新設し、サッカー場のあった部分の残りを駐車場にするんだというような計画だったと思うんですが、そのことにつきましては予定どおり行うのかどうかについてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） ただいまの質問では、現在多目的に利用しているサッカー場について、砂入り人工芝コートの8面、クラブハウス、またあいた土地については駐車場というような整備計画の中での位置づけにはなっております。今回、実施計画を策定するに当たりまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、現在、国体等の誘致に向けて本市としても活動をしているところでございます。そういった関係する大きなイベントであるとか、そういったものの状況を加味しながら整備を進めていきたいということで、今回、実施計画の中で、当初計画をしておりました27年度の8面増設する設計業務であるとかにつきましては今回計画からは落とさせていただいておりますが、今後、状況を勘案しながら必要に応じて整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） そういたしますと、一応28年までに計画ではテニスコートを整備するというようになっていたと思うんですけども、それをじゃ、27年にはやらないということで、前期の29年度までもこの8面を新たに作る、あるいは今クラブハウスというふうにおっしゃいましたが、クラブハウスとか、それから夜間照明についても今のところは予定がないというふうに理解をしてよろしいんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回、テニスコートの増設計画については計画上は位置づけられておりますが、ただいま申し上げましたとおり、2020年に開催されます栃木県での国民総合体育大会、その中で本市としてもソフトテニスの誘致について名乗りを上げているのが 2022年、手を挙げているというような状況で、そちらの開催の内定等がそう遠くない時期に決まってくるかなというふうに思っています。そういった開催年次を逆算しながら、今後整備する際には設計等も含めて入っていければというふうに考えておりますので、実施計画上の27、28の中では現時点では計上はしておりませんが、必要に応じて今後整備に向けて検討していきたいというのが現状の考えでございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） 先日のねりんピックでも大変12面しかないということで、あとは、残りは那須野が原のところを使った結果、非常にやりにくかったというのが事実です。テニスコートは国体やるためだけではないと思うんですね。テニスにつきましては、次に質問する馬場とは違って、現在市民の方も大変利用しているところで、やはり市民の利用しているところを整備するのが

市のやることではないかなと思うんですが。ぜひこのときには、これをつくるときに照明、照明が、今の12面きれいにしたところの照明がまぶしくて、近くにおうちがあるので、その解消をする、それから早朝とか夜間のテニスの練習していることのやかましさというんですかね、そういうことがもうずっと前から問題になっておりまして、これをここの中で28年までに整備することで、その照明の施設は今の12面のところから家のない中側の今ある多目的のほうに持ってくるんだということで、早朝も夜間もやかましさもまぶしさも解消されるというようなことで計画を立てたと思うんですが、今のご答弁ですと何か国体のために間に合えばいいように聞こえたのですが、そういうわけではないんですね。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 国体のためだけに整備時期を変更するというような考えではございません。一昨年ですか、施設整備計画、当議会でもご承認いただいた中にも、社会情勢の変化であるとかいろいろな状況を見ながら、内容については一部変更することも考えられるというような部分もございます。そういったものを総合的に判断して、今回のテニスコートについては年次について十分検討していきたいということでございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） 事情がわからないではないんですけども、一人1スポーツということで、やはりスポーツをやっていこうと。那須塩原市はもともとソフトテニスで有名なところでございますし、子どもたちから、それからお年寄りまで、とても多くの方たちが利用しているスポーツだというふうに思います。そういうものについてずっと前から、これで見るといつ、ともかく整

備をしてくれということと言われておりますので、駐車場のことも含めて、それから近隣の騒音とか照明のまぶしさ、あるいは壁打ちもつくってほしいというような要望が出ていたと思うんですが、そういうことの解消も多目的のところをつくることによって多分一気に解決をすると、問題は多分お金なんだというふうに思うんですけども、ぜひこれは延ばすということではなくて早い時期に整備することを考えていただきたいというふうに思います。

子どもたちが大会を外でするにしても、練習する、12面きれいになったんですけども、それでもそういうコートを使っていないと外で試合をするときに大変不利になります。けがにもつながります。ぜひこのテニスコートについては早く予定どおり整備をしていただくことを望みたいと思います。

次に、馬場についてでございますけれども、2月に完了したとして、先ほど、今年度の管理、運営はどうするのかということと、実際に馬場として今年度使えるようになるのかということをお尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 2月完了を受けての管理、運営ということでございますが、管理、運営につきましては、当初計画をしておりました委託という方向で今年度の期間については運営をしていきたいということで考えております。

申しわけありません、管理、運営ともう1点、すみません、ちょっとメモがとれませんでした。

〔「実際に馬場として使えるようになるのか」と言う人あり〕

教育部長（伴内照和） 失礼いたしました。

実際に馬場として利用できるかということでご

ざいますが、現在、改修工事を進めておりますので、完了、検査、引き渡し後については年度内で活用できるということで考えております。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 27年度の外構工事を行うということで、必要な整備を進めていくということだったんですが、来年度の整備に係る予算と、ハードの部分としての馬場の整備はいつ完了する予定なのかということと、今年度予算を通したときに示された、この事業はこういうことをやるんだという内容についての変更はあるのかについて、この3点についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） まず、ハード整備の事業費でございますが、現時点では実施計画ベースということになるかと思えます。平成27年度につきましては、5,300万弱で整備をする実計上の位置づけになっております。

それと、今後ハード的に整備する内容でございますが、基本的には青木サッカー場という一つの大きな施設の一部に現在はなっておりますので、サッカーを行うに当たって馬場との明確な区画をしていきたいというような内容で、木柵であるとか植栽であるとか、そういったものを整備する考えでおります。

それと、運営についての考え方でございますが、基本的には委託というものをベースに考えておりますので、今年度の、短い期間ではありますが、その中での試行的な対応、それと27年度の中での実際に運営に入った中でいろいろな課題を整理しながら、できるだけ早い時期に通年ベースでの活用をしていきたいということで考えております。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） 活用の内容について、

もう少し詳細に教えていただきたいと思います。
議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 活用の具体的な内容ということでございますが、これまでいろいろな施設を視察をしたり指導を受けたりしてきている中で、まず基本的には、誰でもが利用できるような引き馬というものをまず一つ考えております。それと、乗馬に親しみたいというような市民の方々の受け入れということで、一般の乗馬の体験コースを考えております。あわせて一つのグループ、団体として計画的に乗馬に親しみたいというようなグループを受け入れるための乗馬教室、また、子どもたちの情操教育等にも活用できるような仕組みも現在検討しております。

なお、前々からお話に出てきておりました障害者に対する乗馬につきましては、やはり専門性が非常に高いということもございますので、そういった方々からいろいろな情報を受けながら、現在並行して内容を検討しておりますが、実際の運営については28年度以降になるかなというような考えを現在は持っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） この馬場事業に関しましては、いまだに市民にとって必要な施設のかなということ、今後の維持管理、それから運営に係る予算のことを思いますと、先ほどのテニスコートの整備も進まないのということをおもいますと、今でも正直大変疑問が残っております。

まずは市内の小学生に乗馬体験をさせてというようなことを前におっしゃいましたが、体験だけだったら既にある、市内にある施設を借りて行うことも可能なんだと思います。9月議会において、着工されていないのに見直すことはな

いのというふうに提案いたしましたが、全くそれが受け入れられず、工事が始まっています。議会が通した予算で工事が始まっているのですから、今さら後戻りはできないのですけれども、でも、やり方によっては定住促進にもつながっていく可能性がある乗馬とか、それから障害者の乗馬につきましては、大変市内だけではなくてニーズが高いんですね。そういうものを可能性があるのも、ただ小学生とか、先ほど乗馬の体験ということだけでは非常にもったいないし、発展は見込めないというふうに思います。

大きな金額を投じてこういうものをわざわざつくっていく、特殊なスポーツの、スポーツとしては特殊なものなので、ぜひ来年度以降には知識のある方々、それから専門の方々の意見を積極的に求めて、例えば10周年の記念の中で、そういうセラピーのことの専門家とか、障害者等の乗馬がどんなふうかというようなことの専門の方は探せばいらっしゃると思いますので、そういう方々を呼んで本当に多くの方に話を聞いていただくということで、馬場というものに対して市民の皆様には理解をしていただくというような努力をしていかないと、本当にお金が無駄だと思うんですね。半分無駄だと思いながら、やるんだったらちゃんとやってほしいというのが私の今の正直な気持ちです。数年後に実はお荷物になっちゃったと、誰も乗らないで馬だけがそこにいたというような、そういう中途半端なことだけはしていただきたくないです。そういうことに留意をして進めていってほしいと思います。

スポーツ施設の整備については、テニスコートと馬場について質問しました。大変テニスコートは一般的だし馬場は特殊ということで、とても両極端ではあるんですけれども、やっぱりスポーツに関しては実際にそのスポーツをしている方の意

見をしっかりと聞いて整備を進めていってほしいと思います。頭の中で、馬に乗ったことがない人、テニスをしたことがない人がそこで考えてもだめです。テニスにしても乗馬にしても、ぜひ市内で実際にそれを楽しんでいる方々の意見を大切にしてください、今後とも整備を進めていっていただきたいというふうに思います。そうでなければ本当に、ここにいらっしゃる方、私も含めて、10年後にはこの場にいるということはないんですけれども、でも、あそこできているものがちゃんとしていないといったら悲しいじゃないですか。しっかりと進めていってほしいと思います。

これで私の質問を終わります。

大変ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、20番、山本はるひ議員の市政一般質問は終了いたしました。

藤村由美子 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 1番、藤村由美子です。

「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」を将来像として描き、その実現に向けて市は総合計画を定めており、このたび平成27年度から平成28年度に向けてのさまざまな事業計画が示されました。また、那須塩原市誕生10周年を記念して、すてきなシンボルマークと「自然にも 人にもやさしいふるさと 那須塩原」というキャッチフレーズが選定されました。「自然にも 人にもやさしいふるさと 那須塩原」とはどんなまちなのでしょう。人口を減らさないため、若い人々に選ばれるためには子どもを生み育てる環境が整っていることが何より求められます。そこで、那

須塩原市がどんな子育て環境を目指しているのかについて一般質問を行いたいと思います。

1、自然にも人にもやさしい那須塩原で子どもたちを育むために。

定住促進を推進し、人口を減らさないことを目指している那須塩原市として、子育てにおいて目玉となる施策は何でしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 藤村由美子議員の質問にお答えいたします。

自然にも人にもやさしい那須塩原で子どもたちを育むために本市の子育てにおいて目玉となる施策についてであります。

本市では、「人口の減らないまちづくり」、「人々から選ばれるまちづくり」の実現を目指し、定住促進の施策を推進しております。その中でも、子育て環境の整備における待機児童の解消については最重要課題の一つとして取り組んでおります。具体的には、那須塩原市保育園整備計画に基づく私立幼稚園の認定こども園への移行、認可外保育施設の小規模保育事業への移行などの施策を推進しております。また、これら施策の整備を着実に進めていくために、このたび子ども未来基金と子ども未来部を創設し、子育て環境の整備を積極的に進めていきたいと考えております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ご答弁ありがとうございました。

昨日の会派代表質問でも繰り返し未来への投資ということで子ども未来部のこと、子ども未来基金の説明が触れられておりました。定住促進を進めている中で、待機児童の解消を最重要課題とし

て取り組まれているということで、私立幼稚園の認定こども園への移行、そして認可外保育施設の小規模保育事業への移行などの施策を推進し、基金を創設するとのこと説明でした。

この待機児童の解消、認定こども園への移行などは、現在全国どの自治体でも最重要課題として取り組んでいるものです。定住促進についてはもはや全国の自治体間で熾烈な競争がスタートしていると言えます。その中で、子ども未来部と子ども未来基金を設立することは子どもの未来のために市が本腰を入れて取り組もうという意気込みのあらわれだと思えます。子育て世代が働きやすい環境を拡充するため、子育て支援策として保育園や学童保育などの施設整備に特化した基金であるとのことですが、この目玉の施策である基金の使い道を施設整備に特化した理由は何でしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 子ども未来基金につきまして、使用目的を整備に特化したと、その理由は何かというお尋ねでございます。

先ほど市長からご答弁申し上げましたとおり、現在、市におきましては保育園の整備計画に基づきまして施設整備に取り組んでいるところでございますけれども、これはもとより子どもにとってよりよい保育環境を実現しようということでございます。そのためには各保育事業者の施設整備の協力というのが欠かせないところでございますけれども、そのためには安心して施設整備をしていくということを考えますと、まず施設整備のための市の援助、そういうものを行う基金を設けること、そういうのがまず総合的に考えて一番いいことかなと思ったところから、施設整備にまず特化をしたというところでございます。

また、来年から子ども・子育て支援新制度が始まる予定でございますけれども、この中では認定こども園ですとか小規模保育事業等につきましては公定価格という形で運営面についての国、県、市町村の助成というものが出る形になります。そういう点もございますので、まずは施設整備にということで目的を限定したということでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） ご説明ありがとうございました。

この保育園整備計画に基づいてまずはハードについて援助をしたいというお答えでした。

待機児童解消のためにハード整備に力を注ぐことは理解できますが、市が目指しているところの子育て環境の理想像が私にはまだよく見えてきません。特に子育て支援については質の向上が重要ですので、この部分をどのように担保していくのか、そこが大変気になるところです。次の質問でこの点についてさらに詳しくお伺いしたいと思いますので、2の質問に移らせていただきます。

2、子ども・子育て支援新制度について。

平成27年度4月から本格スタート予定の子ども・子育て支援新制度。10月1日から31日までの間、那須塩原市において来年度の第1回目の入園選考の申し込みが行われました。入園の申し込みが始まるこの時期になってさまざまな課題が浮上していることが報道等で発表されたことから、改めてこの新制度についてお伺いします。

認定こども園について。

入園の手続や保育料の負担など、保護者にとってこれまでと変わった点は何かお伺いします。

平成27年度のスタート時点における当市の認定こども園への移行状況をお伺いします。

平成27年度に新制度に移行しない園について、その背景と市の見解を伺います。

保育園と小規模保育施設について。

当市における小規模保育園について、ゼロから2歳児の保育ニーズは満たされる見込みかお伺いします。

3歳になってからの受け入れ先について連携がとれているかお伺いします。

保育園の民営化について現状と今後の計画をお伺いします。

地域の子育て支援の充実について。

新制度は共働き家庭だけでなく全ての子育て家庭を支援する仕組みです。内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室発行のパンフレットによると、子育てに関することなら何でも相談できる利用者支援専門職員（仮称）の事業が創設されるとあります。この利用者支援専門職員（仮称）の職務の内容と、どこに配置されるのかお伺いします。

この利用者支援専門職員（仮称）と、現在地区ごとの家庭を回って相談を受けている家庭相談員との違いを教えてください。

平成26年度における養育支援訪問、乳児家庭全戸訪問の実施実績と、今後はどのように充実が図られるのかお伺いします。

市内に地域の子育て支援拠点が何カ所あるのか、その実施状況をお伺いします。

保育の質の確保について。

待機児童解消のために大きく制度が変わり、認定こども園や小規模保育など、教育・保育の量的拡充が図られるわけですが、同時に保育の質の確保も進められなければなりません。新制度の中でどのように担保されるのかお伺いします。

よろしくお願ひします。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員の

質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） それでは、2の子ども・子育て支援新制度についてお答えいたします。

初めに、 の の認定こども園における入園の手续や保育料の負担など、保護者にとってこれまでと変わる点についてお答えいたします。

入園の手续は基本的に昨年までと時期や流れが大きく異なるものではありませんけれども、新たに1つ追加となる手続として認定申請が必要となります。これはお子さんが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望するための1号認定、満3歳以上で保育を希望するための2号認定、さらには満3歳未満で保育を希望するための3号認定を受けるための申請であります。

次に、新制度における認定こども園の保育料については、現在の保育園と同様に所得に応じた保育料を負担していただくこととなります。なお、保育料の額については、現在負担いただいている金額と大きく変わることがないように検討しているところでございます。

次に、 の本市における認定こども園への移行状況についてお答え申し上げます。

市内の私立幼稚園9事業者のうち、平成27年度からは5事業者が、平成28年度からは1事業者が認定こども園に移行する予定となっております。

次に、 の新制度に移行しない園についての背景と市の見解についてお答えいたします。

本市のみならず、全国的な問題として、既存の認定こども園の認定返上や、新たに認定こども園への移行を予定していた事業者の移行取りやめなどの動きが出てきております。本市において取りやめの意向を鮮明にした事業者については、その主な要因といたしまして、現在国が示している認

定こども園における公定価格、運営費の補助、助成ということでございますけれども、の仮の単価が、大規模な施設ほど現行の私学助成制度による収入と比較し大幅な減収となる仕組みになっていることが背景にあるものと考えております。本市といたしましては、新制度に移行しない園に対しても十分に話し合う機会を設け、園の運営がこれまでどおり円滑に行えるよう、情報の提供を含め、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ののゼロ歳から2歳児の保育ニーズが満たされる見込みかについてお答え申し上げます。

市では待機児童の多くを占めるゼロ歳から2歳児の保育ニーズに応えるために、保育園整備計画に基づき保育園、認定こども園、さらには小規模な地域型保育事業の施設整備等を初めとした各種の施策を推進してございます。地域型保育事業では平成27年度から定員6人から19人までの小規模保育事業が7園、定員5人以下の家庭的保育事業が1園開始することにより、ゼロ歳から2歳児の定員が124人増加する見込みでございます。10月1日現在、市の待機児童は157人で、そのうちゼロ、2歳児は144人おり、待機児童の解消に地域型保育事業の果たす役割は大きいものと考えております。また、施設の整備や運営といった保育の質の面についても、市が認可権限を持つことにより質の向上が図れるものと考えております。

次に、の3歳になってからの園児の受け入れ先についてお答えいたします。

地域型保育事業はゼロ歳から2歳児を対象とした保育事業であるため、その施設を卒園した後の児童の受け入れ先については、地域型保育事業を利用している保護者にあらかじめ利用を希望する保育園あるいは認定こども園を確認した上で、優先的に転園できるような制度となっております。

次に、の保育園の民営化についてお答えいたします。

現在、保育園整備計画に基づき公立保育園の民営化を推進しております。既にゆたか保育園、東保育園、西保育園の3園は民営移管し、平成28年4月からはとようら保育園を移管する予定です。今後はひがしなす保育園、わかば保育園、いなむら保育園の民営化に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、のの利用者支援専門員についてお答えいたします。

子ども・子育て新制度におきまして、市が行う地域子ども・子育て支援事業の一つとして利用者支援事業が創設され、利用者支援専門員がその職務を担うこととなります。その職務内容は保育園や認定こども園等への入園または一時預かり事業やファミリーサポートセンターの利用など、市の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報の提供や相談、助言などの役割を予定しております。また、配置につきましては、本庁舎及び西那須野庁舎を検討しております。

次に、の利用者支援専門員と家庭相談員との違いについてお答えいたします。

現在、市の子育て相談センターに配置されている家庭相談員は家庭における児童養育や児童虐待等を取り扱い、児童相談所の業務を補完するケースワーカー的な存在でございます。これに対しまして、先ほど申しました利用者支援専門員は保育園の利用案内などを初めとした子育て全般の相談に応じる役割を担っていくという考えでございます。

次に、の平成26年度における養育支援訪問、乳児家庭全戸訪問の実施実績と、今後はどのように充実が図られるのかについてお答えいたします。

養育支援訪問は保健師、助産師、家庭相談員等

により、妊娠、出産、育児において不安を抱えている家庭や不適切な養育状況にある家庭などに対しまして、その不安の解消や虐待防止等のために相談、支援を行っているものです。また、乳児家庭全戸訪問は保健師、助産師、母子保健推進員等により、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭に対しまして、子育てに関する不安や悩みの傾聴、相談、助言などの乳児及び保護者の心身の様子と子育て環境の把握等のために実施しているものであります。

訪問実績につきましては、10月末現在において養育支援訪問が280戸、乳児家庭全戸訪問が596戸でございます。

今後におきましては、訪問の内容と質を一定に保つため、訪問支援者のスキルアップを目的とした研修会の開催や新たな人材の掘り起こしなどを継続実施し、さらには関係機関、関係課との綿密な連携のもとで適切かつ的確に対応することにより訪問事業の充実を図ってまいります。

次に、の地域の子育て支援拠点についてお答えいたします。

市内には就学前の子どもと保護者が気軽に集い、他の親子と交流を図る場である子育て支援拠点、通称子育てサロンと申しておりますが、その子育てサロンが常設が8カ所、公民館などで開設している出張型が13カ所ございます。平成25年度の年間延べ利用人員は2万2,809人ございました。

最後に、の保育の質の確保についてお答えいたします。

保育の質の確保については、まず施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、規則等により、事業者は最低基準を超えて常にその施設及び運営を向上させなければならないと定めているほか、県や市などが実施する監査や研修会において保育の質の向上を目指すこととなります。

また、本市では平成23年3月に保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラムを策定し、保育園の自己評価の推進、第三者評価の実施、保育士等の研修の充実などに取り組んでいるところです。新制度の施行後は認定こども園や地域型保育事業に対しましても当該プログラムの適用やさらなる保育の質の向上のための施策について総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ご説明ありがとうございました。

では、の認定こども園について再質問いたします。

で保護者にとって変わった点をお伺いしたのは、新たな制度のスタートに当たり、国が作成したこの資料や市のホームページを一読しただけでは私はよく理解できなくて、若い親御さんが大切な子どもさんをどこに預けたらいいのか決めるのはさぞかし大変だろうと思ったからです。基本的には大きく変わらないけれども、新たに認定申請が必要になるとのこと、保育料は今までと大きく変わらないよう検討中とお答えでしたが、来年度の入園選考の申し込みがスタートした時点で実際に現場や窓口で混乱はなかったのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 来年度から新制度がスタートするというので、ことし9月から、9月の議会のときに初日に条例を決定いただきまして、そういう条例的な制度を整えまして、来年度の新たに入る保護者の方々、それから現在幼稚園とか保育園に入っている子どもさん方の保護者の方々向けの説明会をずっと実施して説明をしてきました。そういうこともあるのかと思いますけれども、申し込みにおいて特に、問い合わせ等はございましたけれども、混乱等は聞いてございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 説明会を開かれたとのことで、混乱はなかったというお答えだったと思います。

先日、この緑色のパンフレットを担当の方からいただいたんですが、教育・保育ガイドブック、これは大変細かく丁寧に記載されており、まさにバイブルになり得ると思いました。特に、親御さんがどこに預けるかを参考にするであろうページ、利用する施設、事業の選択に当たり参考にするであろう5ページにはチャートが載っていて、私にも大変わかりやすかったのですが、欲を言えば、チャートの最後にたどり着いたところ、どこの施設を、その施設を参照するのにどのページを見ればいいのか、そのページ表記がされていると、膨大な情報量なんですね、これ。なので、このブックの中で迷子にならなくていいかなと思いました。

説明会や窓口では丁寧にアドバイスをしていたらいいものと思いますが、次に参照するページの表記や、申し込み方法については次のページへなどと追加の表記を、今後の改善点としてご検

討いただけますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今、ご提案いただきましたことにつきましては、このガイドブックは来年以降も基本的にはこれに修正を加えながらということになると思いますので、より使いやすいものになるよう検討していきたい、改訂を実施したいと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ありがとうございます。よりわかりやすいハンドブックにしていきたいと思います。

保護者の方はたくさんある選択肢の中から何を基準に選ぶのでしょうか。住まいや仕事に近いところ、お友達が通っているところ、給食や遊ばせ方、先生との相性など、さまざまな理由があると思います。そのほかに第三者評価を受けているところというのも判断基準の一つになると思いますが、認定こども園などで第三者評価を実施したところはありますか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 保育の第三者評価というのは現在本市におきまして保育園を対象に行っているところでございまして、今ご質問の認定こども園においては実施したところはございませんけれども、保育園につきましては私立保育園で3園、それから公立、市立の、那須塩原市のという意味ですね、公立保育園で10園が実施してございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 認定こども園ではない

けれども、保育園で実施したところがあるところですが、実施したところの情報は保護者にわかるようになってはいますが、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 大変子どもの準備が不足していたというか事務が足りなかった面があるのかと思いますけれども、ちょっとこれをホームページで公表するとか、そこら辺をしておりますので、今後していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ありがとうございます。

日光市のホームページなどでは第三者評価の制度の説明並びにその評価実績一覧として外部リンクで見られるようになっております。このような制度があること、そして市内の施設で受けているところはどこなのか、その調査情報はどこで見ることができるのか、都会から移り住まれる方や情報を駆使する若い世代の親御さんにとって判断材料の一つになり得るものです。ホームページで紹介したり、先ほどのこの緑色のガイドブックに情報の一つとして記載されるといいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、 と は関連しておりますので、一括して再質問を行います。

今までの計画では平成27年度に市内の幼稚園は全て認定こども園へ移行する予定と言われておりました。それが公定価格の仮単価の問題で大規模施設ほど大幅な減収となる見込みとなったため、直前になり認定返上を希望する園が出てきたという報道に私も大変驚きました。平成27年度スタート時点で移行しない園が出てきたことで、市として保育計画への影響はありますか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 現行の保育園整備計画におきましては、500人の定員増を目指すとしようとしていたところでございます。ことしの5月の意向調査の時点におきましては十分それを満たせるというふうに思っていたところでございますけれども、公定価格が示される中で、各園の意向が一部変わってまいりまして、現時点において50人ほど定員が満たされないということに、このままだと50人ほど計画から足りなくなるというところになるかと思っておりますけれども、その分につきましては、公立保育園の定員の弾力的な運用をやや行うなどによって対処ができるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ちょっと心配してはいたんですが、50人ほど満たされないということで、これについては公立保育園の定員で弾力的に対応していただけるということで、じゃ、ちょっと心配は大丈夫だったのかなと思います。

もし、認定を返上した場合、当該施設を利用している子どもや親御さんにはどのような影響があるのでしょうか、お聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 新制度に移行しないことによりまして、幼稚園の場合、特に大きく変わったことはないというふうに思います。幼稚園の保育料の額が若干変わる場合もございますけれども、どちらに、ふえるか減るか現時点ではわかりませんが、それほど大きな違いはないというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 大きな違いはないとのことでした。制度のいろいろはざまで子どもたちが困惑することのないよう、運用面でぜひご配慮いただきたいと思います。

市としての見解について伺いましたが、十分に話し合い、支援に取り組んでいきたいというお答えでした。これまで認定こども園への移行を全面的に推し進めてきたわけですから、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市として、ぜひ孤軍奮闘なさっている経営者の相談に乗り、最適なアドバイスをしたり、必要な場合は市独自の助成制度なども検討していただきたいと思います。

次に、 の再質問に移ります。

と は関連しておりますので、一括して再質問を行います。

小規模保育施設は2歳児までなので、3歳になってからの受け入れ先の確保については、あらかじめ希望を確認して優先して入園できるとのお答えでした。これは了解いたしました。今後も市として必要な場合はあっせんをお願いいたします。

待機児童の多くを占めるゼロから2歳までの子どもを預かる小規模施設は次々新たに生まれる保育ニーズの受け皿として期待されます。施設整備と定員増加により保育の量的ニーズは確保される見込みですが、質的ニーズについてはどうでしょうか。小規模な地域型保育事業については、市の認可事業になることにより質の向上が図られることになるわけですが、認可するに当たって条例を見ると、小規模保育事業にはA型、B型、C型の3種類があるとのこと、その基準は規則で定めるとあります。A型、B型、C型の違いと基準について、簡単に結構ですのでご説明いただけますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 地域型保育事業の中には幾つかのパターンがございます。家庭的保育事業ですとか小規模保育事業。

今ご質問いただきました小規模保育事業と言われるものの違いをということでございますけれども、まず、A型とB型の違いをご説明申し上げますけれども、この違いと申しますと、まず大きなところといたしましては保育をする従事者の資格という面でございます。A型と申しますのは保育士のみが従事すると。それから、B型のほうには保育士のほかに市の研修を受けた保育従事者という方が保育に従事しても構わないというような違いがございます。従事できるのは半数以上は保育士という制限はございますけれども、その点が異なっております。

それから、C型でございますが、C型は小規模保育事業という名称にはなってございますけれども、どちらかと申しますと家庭的保育事業が複数なのが1カ所でやるというイメージでございます。家庭的保育事業と申しますのは5人以下の本当に小さな保育事業でございますけれども、そういう事業が複数が1カ所に集まって6人から10人の範囲内でやると。イメージがつかみづらいんですけども、那須塩原市におきましては恐らくそういう家庭的事業者が少ないことから見てもそういう事業者は出てこないというふうに推測しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ありがとうございます。

従事する保育士の人数が違う、資格の要件が違うということでAとBが違うということでした。

あと、例えば面積であるとか給食であるとか、そういった規則、基準もあるんですね。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） どちらの施設とい
いますか、A型もB型もC型も当然に園児一人当
たりの保育室の面積ですとか遊戯場が必要だとか、
そういうところは同じようにございます。それか
ら、調理施設も基本的には備えなければならない
というようなところも同じでございます。

現在、小規模保育事業というのは俗に言います
無認可の保育園と言われているところでございま
すので、施行後若干の猶予期間は設けてございま
すけれども、そこら辺の基準は、定員の違いによ
る差はございますけれども、おおむね同じような
ものをご理解いただいてよろしいのかと思います。
以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 新聞とかいろいろニュ
ースでも出ているんですけれども、この基準とい
うのは国では一応最低ラインを決めていて、市で
ある程度自由に決められる部分もあるんですよ。
那須塩原市としてはそれはどのように判断された
んでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 国が基準を示した
ときには、必ずそのとおり従わなければいけない
という部分と、その基準を参酌して独自に決めて
いいですよという部分がございましたけれども、
それを条例及び一部規則に委任して定めたところ
でございますが、そのときにも申し上げましたけ
れども、現行の那須塩原市の保育の状況等を勘案
して、国の基準と異なる基準を置くという特段の
理由が見当たらないというところもございました
ので、国の基準どおりのものとしてございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） このゼロ歳から2歳ま
での子どもを預かる小規模施設では特に事故防止
の配慮が求められると思うのですが、国が設けた
最低基準と横並びにするのではなく、人員配置な
ど、市として要件の引き上げは考えられませんか、
お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） その基準にもうた
ってございますけれども、より子どもにとってよ
いものに改めていく、基準を向上させるという責
務も負っているところでございます。まずはスタ
ートでございますので、そういう形で始めますけ
れども、実際の実情をよく把握した上で、那須塩
原市としてはこういうふうな基準が必要じゃない
かと、その場合には事業者の意向も必要ですし、
財政的な援助も必要になる場合もあろうかと思
いますけれども、そういう点を勘案しながら、そ
ういう形でスタートしますけれども、将来的にはそ
ういう見直しも当然考えなければならないという
ふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 市内で資格保持者をふ
やし、働く場をつくることも地域の活性化につな
がると思います。また、都会に比べて地価が安い
ことや土地が広いことは地方都市の強みです。市
独自の基準上乘せと、それに対する支援を行うこ
とで、潤沢な保育士による安心な保育、広く快適
な保育空間を確保することにより、都会と違って
ゆったりとした保育環境を実現し、那須塩原市で
子育てすることのメリットをアピールできると思
いますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほども申しましたとおり、事業者の意向、それから保育士が確保できるかどうかとかの実情等もございますし、市の財政的な援助というのも当然考えなければならぬと思います。そういうのを総合的に考えた上での判断ということになると思いますけれども、大変繰り返して申しわけございませんけれども、まずは現在の形でスタートした上で実情をよく把握するということが大切なのかなと思うところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） わかりました。では、実情に即して進めていただきたいと思います。長期的にご検討いただければと思います。

次に、 の再質問に移ります。

保育園の民営化について今後の計画をお伺いしました。保育園の民営化が着々と進んでいるというお答えでしたが、この保育園の民営化を進めると、市としては職員数を減らし、市の運営費の負担軽減が図れるかもしれませんが、本来は子どもたちの安心・安全な育ちに対して市としての重い責務があると思います。確実に子どもの数は減っていくと予想されているこの状況で、民間にこの重い責務を移行し、サービスは経営者の判断に委ねられ、サービスの対象である子どもが減っていけば、子育て施設はいや応なしに市場競争に巻き込まれます。ということは、子どもたちが巻き込まれるということになります。民営化を推し進める意義はどこにあるのか、市はどのような長期的展望をお持ちなのかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 公立の保育園、市

の保育園でございますけれども、の民営化につきましては、保育園の整備計画を策定するに当たりまして、保育園整備計画懇談会という場におきまして、今後の保育園のあり方などについて検討いただいたところでございます。

ご承知かと思えますけれども、国、県などの助成というのが削減されまして、市は老朽化した保育園を建てかえるときなども助成が受けられないというようなこともございました。それから、保育ニーズというのもこれからますます多様化するであろうと。そういうことに柔軟に対応することにも考慮しますと、保育園の民営化も必要であろうというような結論に達したことから、保育園整備計画におきまして民営化もその施策の一つとして取り上げて計画したところでございます。

ただ、全ての保育園を民営化するというだけでは決してございまして、当然ある程度の保育園は残すということを前提にした上での民営化ということでございますので、完全に市がそういう責任を放棄するというところではないというふうに理解しているところでございますけれども、民営化の導入によりまして保育の質、サービスの多様化、そこら辺が図られると思いますので、決して無駄な、意義のない、市の責任放棄と、そのようなものではないというふうに理解しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 認定こども園のときにも思ったんですけれども、民間の経営者の方が大変経営に苦労されて、制度が変わることによって経営者の方が大変苦労されるというのは心配ですので、子どもたちのことを考えても、ぜひ公立と民営とのバランスをしっかりと調整していただきたいと思います。

では、のとは関連しておりますので、まとめて再質問いたします。

新しい子ども未来部における利用者支援専門職員と、現在いきいきふれあいセンター内にある子育て相談センターに常駐する家庭相談員の違いをご説明いただきました。

子育て全般に関するさまざまな相談に乗って適切な施設やサービスを案内される利用者支援専門職員には豊富な経験と応用力が必要と思いますが、この方には資格要件はあるのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最近になりまして利用者支援専門員の要件について国からガイドラインが示されたところでございます。その中身につきましては、医療、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することができる資格を有している者、地方自治体が実施する研修もしくは認定を受けた者、育児、保育に関する相談、指導等について相当の知識、経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者とされております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） かなり高いレベルが必要な方なんだと今お聞きして驚きました。

先ほどちょっとご説明が早かったんですが、配置は本庁と西那須野とおっしゃったと思ったんですけれども、両方に置かれるんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 人員の配置につきましては私どもだけで決められることではございませんので、現在、保健福祉部が子ども未来部に

一部がなるということで、こういうふうをお願いをしたいという案のレベルでございますけれども、それぞれの庁舎に1人ずつ置ければなということで検討しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 庁舎に1人ということでわかりました。非常にレベルの高い方なので探すのが大変かなと思うんですけれども、あと、家庭相談員の方の配置は現状どおりでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 家庭相談員は現在子育て相談センターに場所を置いておりますけれども、新たに子ども・子育て支援総合センターというものを設けるというふうに、組織的にはそういう組織をつくるということで考えているところでございますけれども、そちらに所属してくるといような形になりますけれども、現実に子育て相談センターをなくしてしまうというわけではありませんので、どこの場所にいてもらうか、ふだんですね、というところはちょっとこれから検討するところかと思っています。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 子ども・子育て総合センターというのができて、どこに配置されるかはまだ決まっていないということでしたが、この家庭相談員の方が昨年度各家庭を訪問して相談を受けられた実績についてお伺いできますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 大変申しわけございませんけれども、ちょっと手元に資料の準備が

ないところでございますので、ご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） では、関連していますので について再質問いたします。

現在行われている養育支援訪問、乳児家庭全戸訪問に関して、実績と今後の充実についてお伺いしました。先ほどの家庭相談員の方々と同様、虐待やネグレクトなど早期発見を担う大変重要なお仕事だと思います。この分野にかかわっている人員は足りているのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 現在、養育支援訪問、それから乳児家庭全戸訪問というのを必要な件数については着実に実施できているところでございます。余裕があるということは申せませんが、人数的には足りているというふうに理解しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） 実は、この件に関して私は9月の決算質疑でも同じことをお聞きしたんですね。そのときに家庭相談員の方の実績がたしか339件、前年が339だったのが415にふえていたんだと思ったんです。大変じゃなかったのかなと思ってお聞きした覚えがあるんですね。それで今回もまた同じことをお聞きしたんですけれども、昨今、虐待やネグレクトなど心配されるケースがとてふえてきています。子どもの安全な育ちの環境確保と子育て支援の質の向上のためには、丁寧な対処が求められます。人員の強化も必要と私は考えますが、この点については市としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 特に児童の虐待ですとか、ちょっと手を放してしまいますと手おくれになってしまうというような事件もございます。こちら辺にかかわってくる、まさに職員の質と量が本当に必要だということでは議員のご指摘のとおりだというふうに思っております。なかなか先ほども足りているということではないというふうに申しましたけれども、大変量の多い中、頑張ってくれている、職員がやってくれているんだというふうに思いますけれども、そこら辺ちょっと実際のところどうなのかといえは多いほうがいいに決まっていますけれども、財政的な問題もございます。その辺については、今後の必要性も含めまして検討させていただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。
1番（藤村由美子議員） 人員が足りなくて相談に十分に乘れなかった、訪問が間に合わなかった、そのために不幸な結果に結びついたというようなことが決して起こらないよう、適材適所で人員をしっかりと配置していただくことが必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、 の再質問を行います。

市内において地域の子育て支援拠点が何力所あるか、その実施状況を伺いました。那須塩原市では子育てサロンと言われていて、常設と出張型と合わせて21あるとのこと。

私の知人の若いお母さんが子育てに悩まれていたので、いきいきふれあいセンターに子育てサロンがあるから行ってみたらと何人かの方にお勧めしたことがあるんですね。それは知らなかったと言われたんです、その方どちらにも。ほかの市から移り住まれて知り合いのいない方や、余り市の

広報などを読まない若い親御さんたちにはまだまだ認知度が低いと思いますが、どのように情報提供されていますか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 新たに転入された保護者の方々に対しましては、若いお父さんお母さんになるかと思えますけれども、基本的には子育ての部門をつくりましたホームページということになるかと思えます。認知度が低いというような今ご指摘をいただいたところでございますけれども、ホームページ以外にも何か、新たに転入してお子さんがある家庭に何かそういうことを周知できるような方法がないか、より一層検討したいと思えます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 孤立した子育ては親子ともに煮詰まりやすいものです。ホームページに現在掲載されておりますが、ページによっては公民館名しか記載されていないくて、他市から移り住まれた方にとってはその公民館がどこにあるかわからないと思うんですね。若い方の多くは携帯電話で見る人が多いと思います。パソコンの画面と違って画面が小さいものですから、情報をなかなか探しづらいです。ぜひ情報を必要としている人に確実に情報が届くようリンクをつけるなどご配慮をお願いしたいと思えます。

施設の許容人数や利用する人の施設までの距離などを考慮すると、常設のサロンの数については現在の状況がベストであるとはまだ言えないと思えます。市内に巨大な公園は数カ所ありますが、子どもが安心して遊べる身近な公園が少ない地域もあることから、孤立した子育てにならないためには親が車で子どもを連れて出なくてはなりません。

ん。寒冷地であることから、屋内施設のニーズも高いと思えます。今後、子育てサロンの開催場所や実施日など、市としてどのようにお考えかお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 子育てサロンにつきましては、常設のところと公民館等出張型のところがございます。そういう形で行っておりますけれども、このままでいいのかどうか、議員のご指摘からいえばちょっと再編みたいなものが必要なのではないかというようなことかと思えますけれども、そこら辺も含めまして、実際にやっておりますっている方々、それから利用して下さっている方々、そこら辺の意見を聞きながら再編等も含めまして検討したいと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 市内の子育てサロンで父親の利用はどのくらいあるんでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 利用人数につきましては調査をしております把握しているところでございますけれども、男女別の人数というのは把握してございません。ただ、実際に子育てサロンにいる職員等に聞いたところによりますとですが、男性、お父様が連れてくるという例は本当に少ないというふうに聞いているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 先日、平日の日中に大

田原市にできた複合施設トコトコ内にある子ども未来館のわくわくらんどを見学に行ったところ、父親が子どもを連れて遊びにきている姿がたくさんありました。那須塩原市には子どもを連れて父親たちが集える場所があるのでしょうか。

子育ては母親だけが担うものではなく、父親が子どもを遊びに連れて出ることよくあります。以前、私は専業主夫をしているパパさんにインタビューしたことがあるんですけども、インタビューの場所を西那須野にある某ハンバーガーショップを指定されまして、そこならば店内に遊具があるので父親がひとりでも子どもを連れて安心して遊びに来られるんだということをおっしゃっていました。自分だけでもなく、ほかに男の方で子どもさんを連れてきている方もいるよというふうにやっぱり言われました。だから、あ、行くところがなくてここに来られているんだなというふうに思ったのを覚えています。

それで、大田原に行ったら物すごくたくさんいてびっくりしたんですね、私は。大田原市の施設には那須塩原市からもわざわざ出かけている親子もいます。先ほどサロンの延べ利用人数が2万2,809人ということでしたが、大田原市のわくわくらんどでお聞きすると、多い日には1日で700人から1,000人の親子の利用があるということでした。これだけの潜在ニーズがあることは見過ごせません。お隣の市に那須塩原市民がお世話になっていることを考えても、ぜひ父親も利用しやすいというコンセプトで那須塩原市の子育て支援拠点整備についてご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今までご質問をいただいております子育てサロンという場所は単

純に、単純にと申しますか、お父さんお母さんがお子さんを連れて自由に自分の都合だけで遊ぶというのではなくて、交流の場、ほかのお父さんお母さんと、お父さんは少ないですけども、お母さん同士ということになるかと思えますけれども、そういう方の交流の場を提供するというようなことで、保育士等が入りまして、そういう場を提供しているところでございます。

大田原の施設はそういうところもあるでしょうし、自由に遊べるところもあるのかと思えますけれども、実際に見ていないので申しわけありませんけれども、那須塩原市にはその自由に遊ぶということが少し足りないのかなというふうには思うところでございます。長寿センターなんかにもプレールーム等はございますけれども、ちょっと知られていなくて利用もちょっと少ないのかなと思うところでございますが、今後そこら辺の整備につきましては、ちょっと現段階でやります、やりませんというふうに申し上げる根拠も何も持ち合わせてございませんけれども、子育て支援の中で研究させてもらえればと思うところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 子育て支援にやさしいまちということで、ぜひご検討いただきたいと思えます。

では、最後の の再質問を行います。

新制度では支援の量を拡充するとともに支援の質を向上するとなっています。しかしながら、ここにきて消費増税が先送りされる見通しとなり、制度全体の財源不足が危ぶまれます。職員配置の改善や給与の改善等、質の改善を予定していた施設に影響は出ないでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほども申し上げましたけれども、来年度スタート予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、公定価格という形でその事業の形態ですとか定員とかによりまして助成が行われるということでございますけれども、具体的に幾らなのかというのは、国はイメージというものを示しましたけれども、あくまでもイメージだというような言い方ございました。また、大規模な幼稚園が認定こども園に移行すると助成金が現在の私学助成と比べて随分下がってしまうというような批判、要望等がありまして、見直しをするというようなことも、見直しをするというようなことも言うておりましたけれども、どのような形でどうなるかについては示されず、現在ご承知のとおり選挙になっているというような状況かと思えます。そここのところが下がれば当然影響は出る、出ないということはないというふうに思いますが、現時点におきまして、その国の公定価格というのが示されるまでは、まずはその国の状況を注視するということになるのかなというふうに思っております。その後で、各事業者さん方といろいろ話し合いの場というのを持っていく必要があるのかなと思っておりますけれども、現時点においてはどういう形で示されるのを待つところかと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） 今とっても国に振り回されているなという実感があります。保育園の質の向上のためのアクションプログラムに従って、今現在保育園の自己評価と第三者評価の実施にも取り組まれるとのことでしたが、第三者評価は事業者が問題点を把握しサービスの質向上を図れることと、結果を公表することにより利用者がサー

ビスを選択する際の判断材料になるということで、事業者にも利用する側にとってもメリットがあります。現時点では費用面のハードルがあるためか実施率がなかなか全国的にも上がっていない点、消費税が増税されてもこの質の部分に予算が来るかどうかちょっと心配だった部分もあるんですけども、質の向上のために、ぜひ市として後押しをお願いしたいと思います。

あと、保育の質の部分で、私は特に大切だと思っているのは給食の部分なんですけれども、公立保育園の給食について自園調理が原則だと思うんですが、現状はどのようになっていますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 公立保育園に限らず、保育園につきましては自園調理というのが原則でございます。公立保育園につきましてはどの園も自園で調理をしているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） この保育園整備計画の中で公立保育園の給食についての記載があるところがあるんですけども、市の行財政改革の基本方針を踏まえて、委託会社の従業員を園に置く形式の包括的な外部委託の推進を検討とあります。これは幼児期の発達や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、質の改善という観点からは逆行するのではないかと私は考えます。なぜなら、委託会社の従業員の身分保障には市は介入できないからです。子育て支援にかかわる職場環境については、保育の質の確保という点で業務効率を優先すべきではないと思います。必ずしも民間活力を活用することがベストとは限りません。子どもの育ちのためにも給食は保育の質の部分として大変重要です。子ども・子育て支援新制

度がスタートする機会に、この外部委託推進の方針を見直すことはないのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 那須塩原市としての全体の職員の採用などもかかわる問題でございます。保育園整備計画におきましては、後期の計画の中で民間委託をするということではございませんで、するに際しましては当然そういうアレレギーの問題の対処ですとか、そういうこともできるところを、やっていただけたところに委託をする必要があるだろうと、そういうことも含めまして検討を開始するという意味合いで書いてあるというふうに理解しているところでございます。保育園整備計画が終わるまでにみんな委託されてしまって職員がいないということにはならない、現時点ではそういうことはないというふうに理解しているところでございますが、先々、全部の園が職員でやれるかどうかというところは今後の検討の課題かなというふうに思うところでございます。

以上です。

会議時間の延長

議長（中村芳隆議員） ここでお諮りいたします。

那須塩原市議会会議規則第9条の規定によりまして会議時間は午前10時から午後5時までとなっておりますが、本日の議事が全て終了するまで会議時間を延長したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事が全て終了するまで会議時

間を延長します。

議長（中村芳隆議員） 1番、藤村由美子議員。

1番（藤村由美子議員） ありがとうございます。

検討を開始するという意味であってすぐにスタートするわけではないということで、外部委託をする場合は、委託契約の条件等でぜひ担当する職員の身分保障について盛り込んでいただければと思います。

このように、子育て支援については法律や制度が整えられるだけでなく、さまざまな現場において職員の身分保障が充実していかなければ実際の保育の質は上がりません。福祉分野の雇用環境を整えることで地元経済を活性化させるモデルにもなるのではないのでしょうか。

那須塩原市ではたくさんの子育て施策が実施されており、新制度に変わることでさらに環境は整いつつありますが、まだまだ子育て世代に選ばれるにはインパクトに欠けると思います。せっかく子ども未来部と子ども未来基金が設立されるのです。那須塩原市はこんなに子育てに力を入れているんだよということは組織や制度を整えるだけではなかなか市民には伝わりません。市民は給食費の無償化や病児保育、子どもと楽しめる施設など、目に見える施策で自治体を判断します。つまり、選ばれるためには上手に見せる工夫と実感させることが何より必要だと私は思うのです。

その点、黒磯駅前開発は一つのチャンスではないでしょうか。先ほど山本議員から子どもたちの居場所ができるといいなというお話がありましたが、子育て世代が集える施設ができれば駅前もにぎわうでしょう。制度のパッケージに施策を合わせるのではなく、まずは理念ありき、子育てにや

さしいまちづくりという理念を一つ一つ形にして
いっていただきたいと思います。

子育て支援に特色をつけて支援の質の向上を図り、このまちでは子どもがこんなに大切にされていると実感できれば、おのずと若い世代から選ばれるまちとなっていくと思います。大切にされた子どもたちはいつかこの地に帰り、このまちの発展に寄与してくれるでしょう。これこそが未来への投資です。那須塩原市が自然にも人にもやさしいまちとして発展していくことを切に願いながら私の一般質問を終わりにします。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で、1番、藤村由美子議員の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時56分